

盛土規制法の運用に係る説明

県土整備部

都市計画課
建築住宅課

盛土対策G
建築指導G

目次

- 1. 盛土規制法の概要**
- 2. 許可・届出を要する工事**
- 3. 許可申請・届出の手続き**
- 4. 定期報告・各種検査**
- 5. 許可等の公表**
- 6. 不法盛土等対策**
- 7. 建築確認申請における盛土規制法の取り扱い（88条証明等）**
- 8. 区域指定前後の開発許可申請手続き**

1 盛土規制法の概要

1. 盛土規制法の概要

- 1.1 盛土規制法制定の背景と目的
- 1.2 責任の所在の明確化／実効性のある罰則
- 1.3 青森県全域規制区域
- 1.4 許可権者・県の許可担当課
- 1.5 青森県 盛土規制法ホームページ
- 1.6 事前相談フォーム、許可申請・届出フォーム

1.1 盛土規制法制定の背景と目的

盛土規制法制定のきっかけ

経緯

令和3年7月 静岡県熱海市
大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**



静岡県熱海市で、
死者28名、住宅被害98棟の被害

原因

宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分ではないエリアが存在**
規制にスキマがあった!!

スキマなく規制する法制度が必要

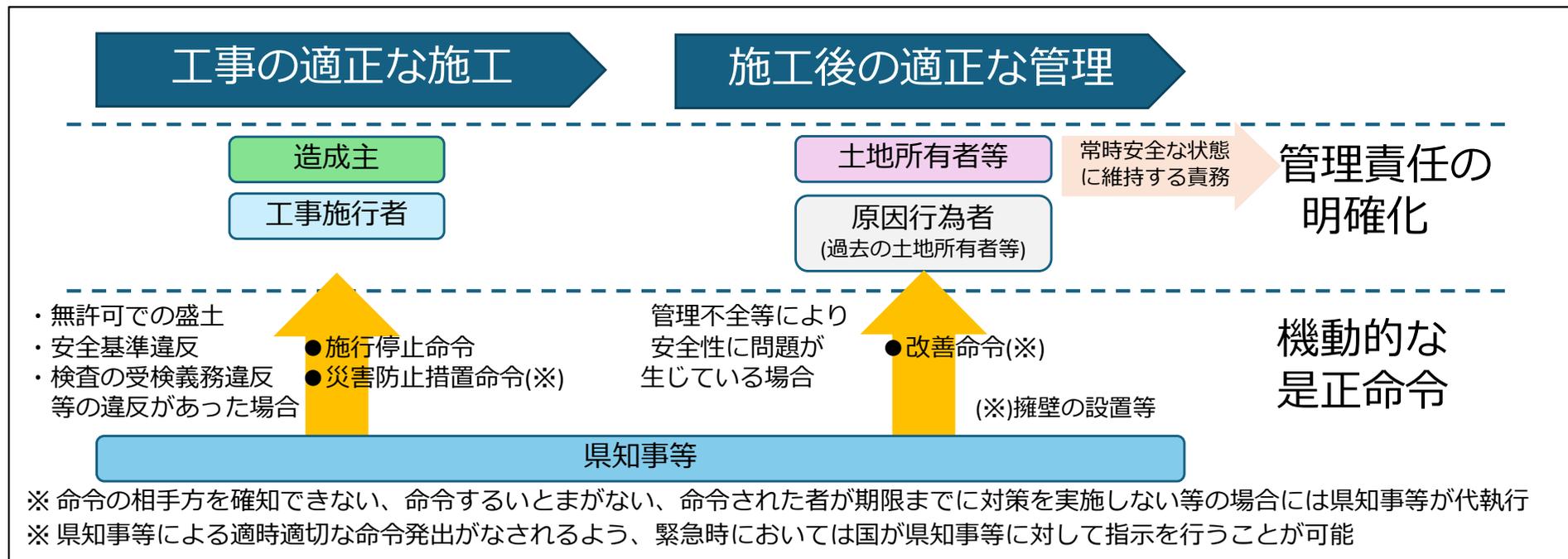
- 法律名：宅地造成及び特定盛土等規制法（通称“**盛土規制法**”）
- 目的：盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、
土地の用途に関わらず、全国一律の基準で**包括的に盛土等を規制する**
- 所管：国土交通省と農林水産省（林野庁含む）による“**共管法**”
- 施行日：令和5年5月26日

1.2 責任の所在の明確化／実効性のある罰則

許可申請の手引き（制度編）P1

【責任の所在の明確化と実効性のある罰則】

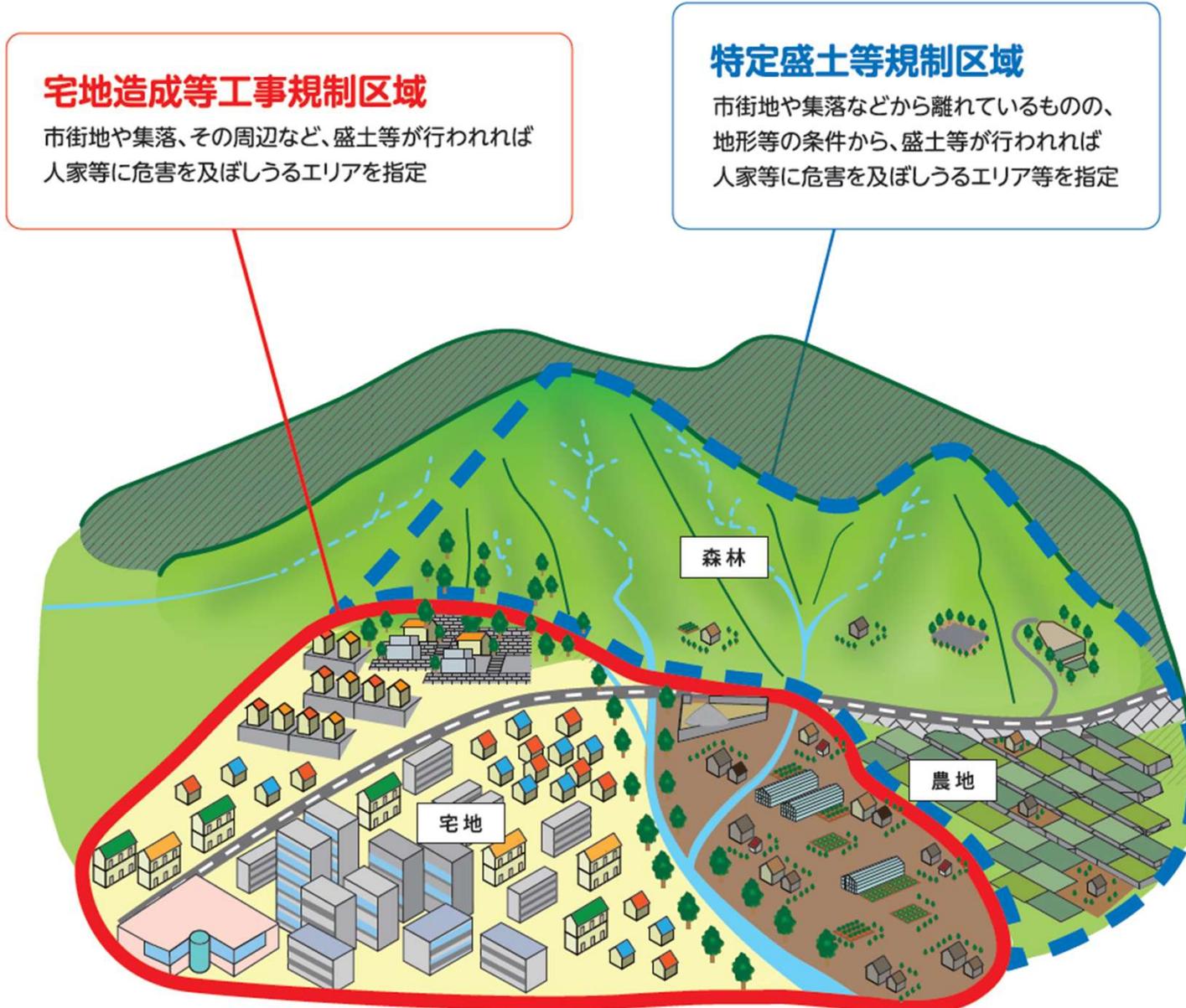
- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、土地所有者だけでなく、原因行為者に対しても是正措置等を命令
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より大幅に高い水準に強化



- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について
最大拘禁3年以下、罰金1,000万円以下（法人重科3億円以下）

1.3 青森県全域規制区域

【規制区域のイメージ】



1.3 青森県全域規制区域

青森県の規制候補区域図

凡例

宅造区域

合計面積3,833km²
(県内面積の39.75%)

特盛区域

合計面積5,810km²
(県内面積の60.25%)

- ※1.中核市（青森市及び八戸市）の面積を含む
- ※2.中核市の区域は中核市が指定



- 県内全域を、宅造区域か特盛区域のいずれかに指定
- **令和8年4月1日から規制開始**
- 青森県都市計画課HPに市町村ごとに候補区域図を掲載
(🔍 青森県 盛土規制 で検索)

1.4 許可権者・県の許可担当課

【許可権者】

- ・青森市で盛土等を行う場合 → 青森市長
- ・八戸市で盛土等を行う場合 → 八戸市長
- ・上記以外で盛土等を行う場合 → 青森県知事

【青森県 書類審査・許可担当課】

施工後の土地	書類審査・許可担当課	林地開発許可	技術審査課
農地 採草放牧地	構造政策課 (Tel : 017-734-9461)	なし	農村整備課
		あり	農林水産事務所 林業振興課
森林	林政課 (Tel : 017-734-9507)	なし	林政課
		あり	農林水産事務所 林業振興課
上記以外	都市計画課 (Tel : 017-734-9871)	なし	都市計画課
		あり	農林水産事務所 林業振興課

1.5 青森県 盛土規制法ホームページ

青森県 盛土

※「青森県 盛土」で検索！

AI モード すべて 画像 ニュース 動画 ショッピング ショート動画 もっと見る ツール

青森県庁ホームページ
https://www.pref.aomori.lg.jp > ... > 都市計画課

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称 - 青森県庁

2025/12/19 — 盛土規制開始予定日. 青森県の盛土規制は令和8年4月1日か
市（青森市、八戸市）の規制区域指定や許可審査等については ...

盛土規制法の概要 規制候補区域 盛土規制法に基づく許可申請の...

青森県庁ホームページ
https://www.pref.aomori.lg.jp > ... > 2025年 07月

盛土規制法に基づく規制を令和8年4月1日から開始

2025/07/10 — ... 県熱海市の大雨に伴う盛土の崩落や土石流をきっかけに
した。青森県では、これまで危険な盛土を規制するため、市町村と ...

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について

新着情報

- 令和7年12月3日 盛土規制法に基づく許可申請の手引き（案）を掲載しました。
- 令和7年11月11日 規制候補区域図のGoogleマイマップを掲載しました。
- 令和7年10月10日 事前相談フォームを掲載しました。
- 令和7年7月10日 青森県（中核市を除く）の規制開始予定日について公表しました。
- 令和7年6月30日 規制候補区域(中核市を除く)を公表しました。

目次

- 盛土規制法の概要
- 規制開始予定日
- 規制候補区域
- 造成宅地防災区域
- 盛土規制法に基づく許可申請の手引き（案）
- 事前相談フォーム
- 盛土規制法に関するリンク

盛土規制法ホームページには「青森県内の規制区域」や「許可申請の手引き（案）」を掲載しております。「許可申請の手引き（案）」には許可・届出に必要な手続きや提出書類について詳しく記載しておりますので、**許可・届出や事前相談の前に必ず一読いただきますようお願いいたします。**

1.6 事前相談フォーム、許可申請・届出フォーム

【事前相談について】

- ・盛土規制法に関する相談は、青森県盛土規制法ホームページの[事前相談フォーム](#)からお願いします。

【許可申請・届出について ※ホームページ未掲載】

- ・盛土規制法に関する許可申請・届出は、青森県盛土規制法ホームページの[許可申請・届出フォーム](#)からお願いします。

編集 事前相談フォーム

編集 事前相談は、 盛土規制法事前相談フォームから受け付けます。

対象は、青森市及び八戸市を除く青森県内の土地に限ります。 [編集](#)

※許可・届出等の要否や提出書類、盛土規制法に基づく技術的基準等について事前に相談したいことがあれば、こちらの事前相談フォームに必要な事項を記入してください。 [ブロック](#)

編集 許可申請・届出フォーム

編集 許可申請および届出は、 盛土規制法許可申請・届出フォームから受け付けます。

対象は、青森市及び八戸市を除く青森県内の土地に限ります。 [編集](#)

※令和8年4月1日より掲載予定です。

2 許可・届出を要する工事

2. 許可・届出を要する工事

- 2.1 許可・届出の申請者
- 2.2 許可を要する工事
- 2.3 技術的基準
- 2.4 届出を要する工事
- 2.5 盛土等の一体性について
- 2.6 2つの規制区域にまたがる場合
- 2.7 異なる許可権者の区域にまたがる場合
- 2.8 届出を要する工事（その他）
- 2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事
- 2.10 みなし許可
- 2.11 既着手工事について
- 2.12 手続き要否判定フロー

2.1 許可・届出の申請者

盛土規制法において、申請者は「工事主」と定義されており、工事主は「盛土等工事の注文者」とされていますが、契約内容（注文方法）により工事主は様々な主体が想定されています。

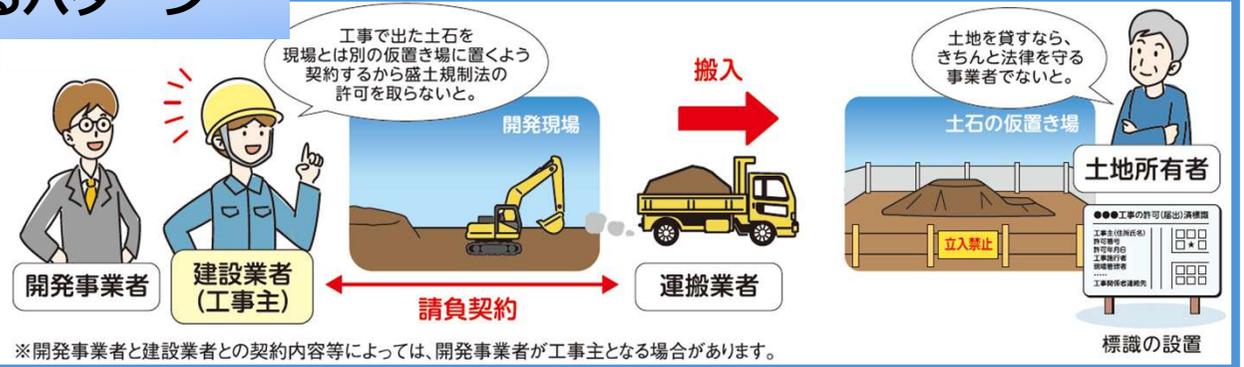
発注者が申請するパターン



※自社所有の土地で盛土等を行う場合（土捨て場等）は、自ら許可申請・届出を行う必要があります。

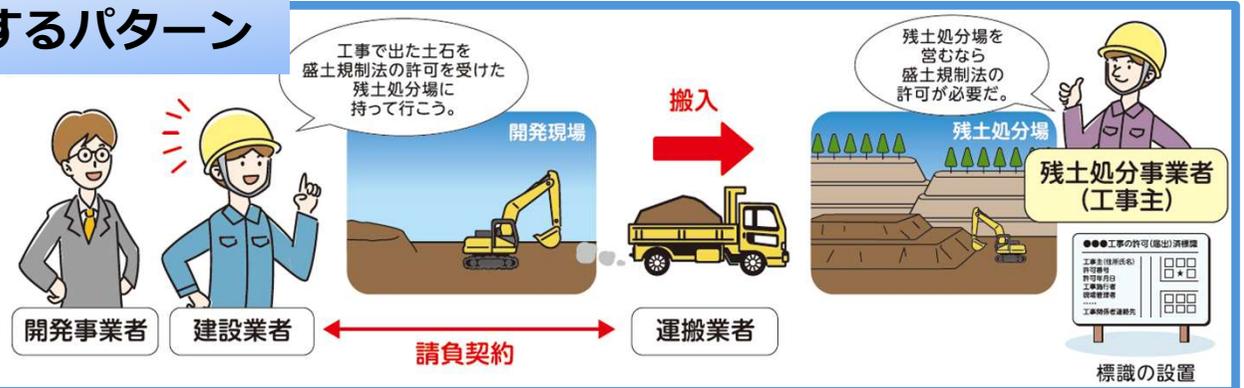
工事施行者が申請するパターン

※発生した土石について



残土受入業者が申請するパターン

※発生した土石について



2.2 許可を要する工事

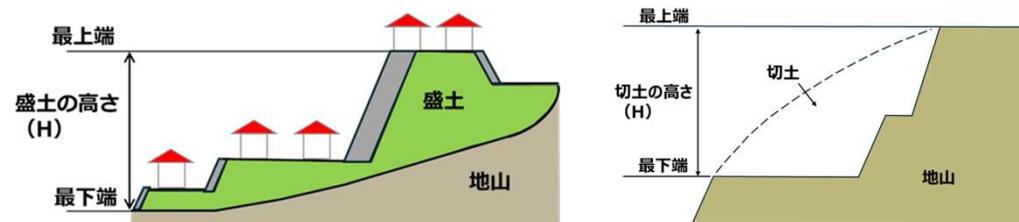
申請	行為	宅 造			特 盛	
		要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖※1を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い 高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの (①、③を除く)
許 可	土地の形質変更 (盛土・切土)	イメー ジ図			イメー ジ図	
	土石の堆積 一時的な	要件			要件	
		⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積※2が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの			⑥最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	
		イメー ジ図			イメー ジ図	

「土石の堆積」：一時的に土石を積み重ね、許可日を起点に5年以内で除却されるもの

「崖」：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの

「許可の要否を判断する面積」：現地盤面から高さ30cmを超える盛土等を行う面積の合計

「盛土・切土の高さ」：最下端から最上端の標高差。
※擁壁等の基礎となる地下の部分は高さの範囲に含まない



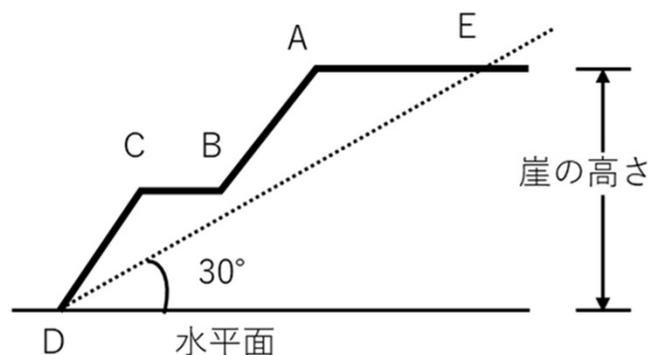
【盛土・切土の高さ】

(参考) 崖の考え方

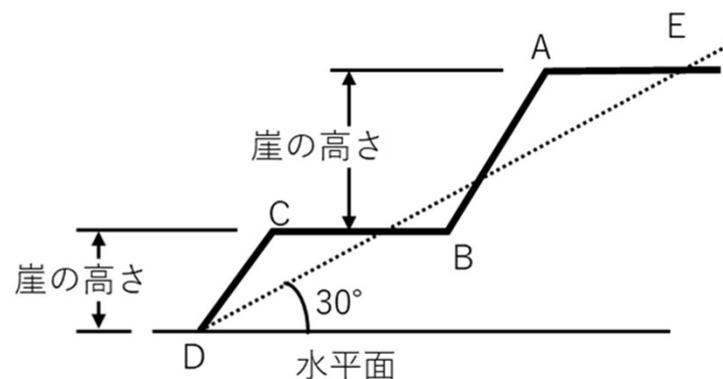
「崖」とは、地表面が水平面に対し**30度を超える**角度を成す土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。「崖面」とはその地表面をいいます。

崖の範囲として、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖の下端を含み、水平面に対して30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。

(図のBの位置が30度の角度の面 (DE) よりも上側にあれば、一体の崖とみなします。Bの位置がDEよりも下側になる場合は、2つの崖として扱います。)



一体の崖の例 (BがDEより上にある)



2つの崖の例 (BがDEより下にある)

(参考) 面積の算定方法

許可対象規模に対する盛土等 (土地の形質変更又は土石の堆積) の面積の算定方法については、次のとおりです。

A: 許可の要否を判断する面積

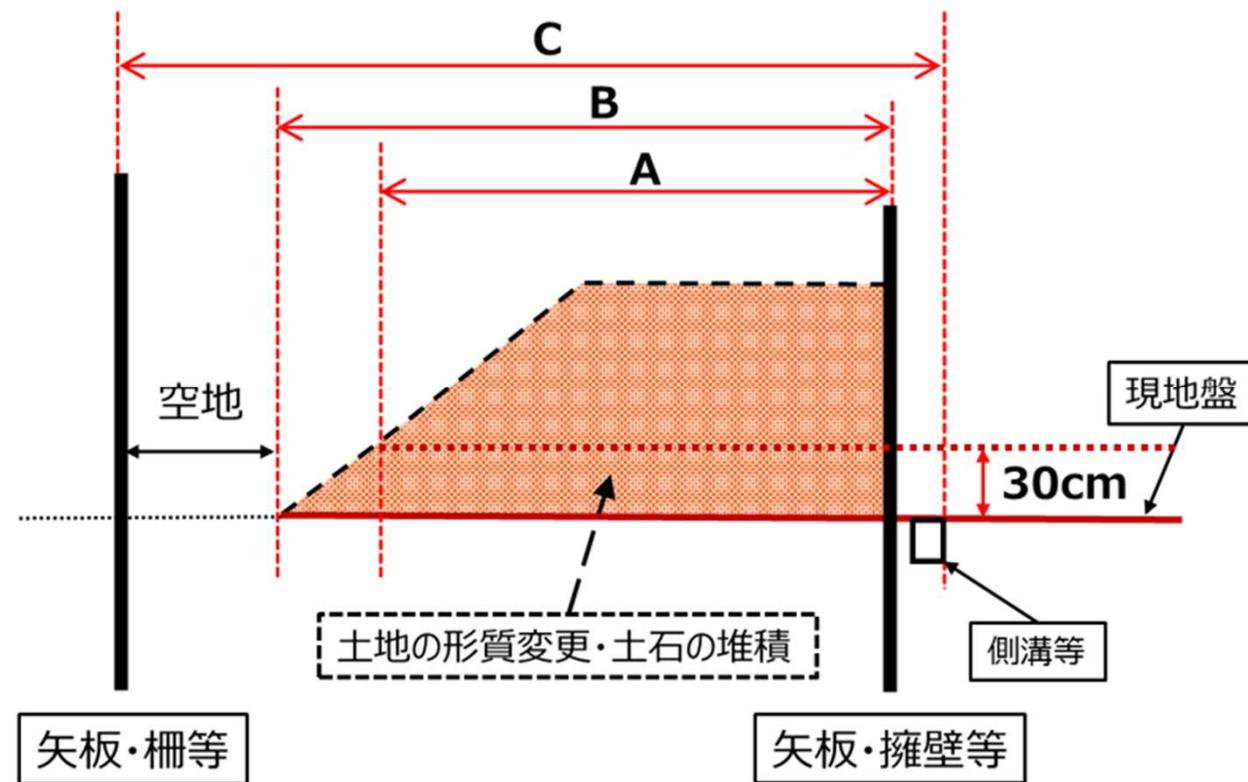
現地盤から高さ (厚さ) 30cmを超える盛土等を行う面積の合計
※すべての算出面積は水平投影面積としてください。

B: 造成する面積 (手数料の面積)

盛土等を行う面積の合計
※擁壁・矢板等が一体で施行されている場合は、それらを含む面積の合計とします。

C: 土地の面積 (申請書記載項目)

盛土等を行わない面積を含む開発を実施する全体の面積



(参考) 許可申請手数料

参考：秋田県 ※青森県の手数料ではありません

盛土又は切土をする土地の面積	区分 (いずれも当初)	
	宅地造成・特定盛土等	土石の堆積
500m ² 以内のもの	16,000円	11,000円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	27,000円	13,000円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	39,000円	16,000円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	57,000円	19,000円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	72,000円	28,000円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	96,000円	31,000円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	150,000円	38,000円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	230,000円	52,000円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	370,000円	72,000円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	530,000円	100,000円
100,000 m ² を超えるもの	690,000円	130,000円

手数料面積の算定：「造成する面積」であり、盛土等を行う面積の合計

※高さ30cm未満の盛土等を含む。擁壁・矢板等が一体で施工されている場合は、それらを含む面積となる

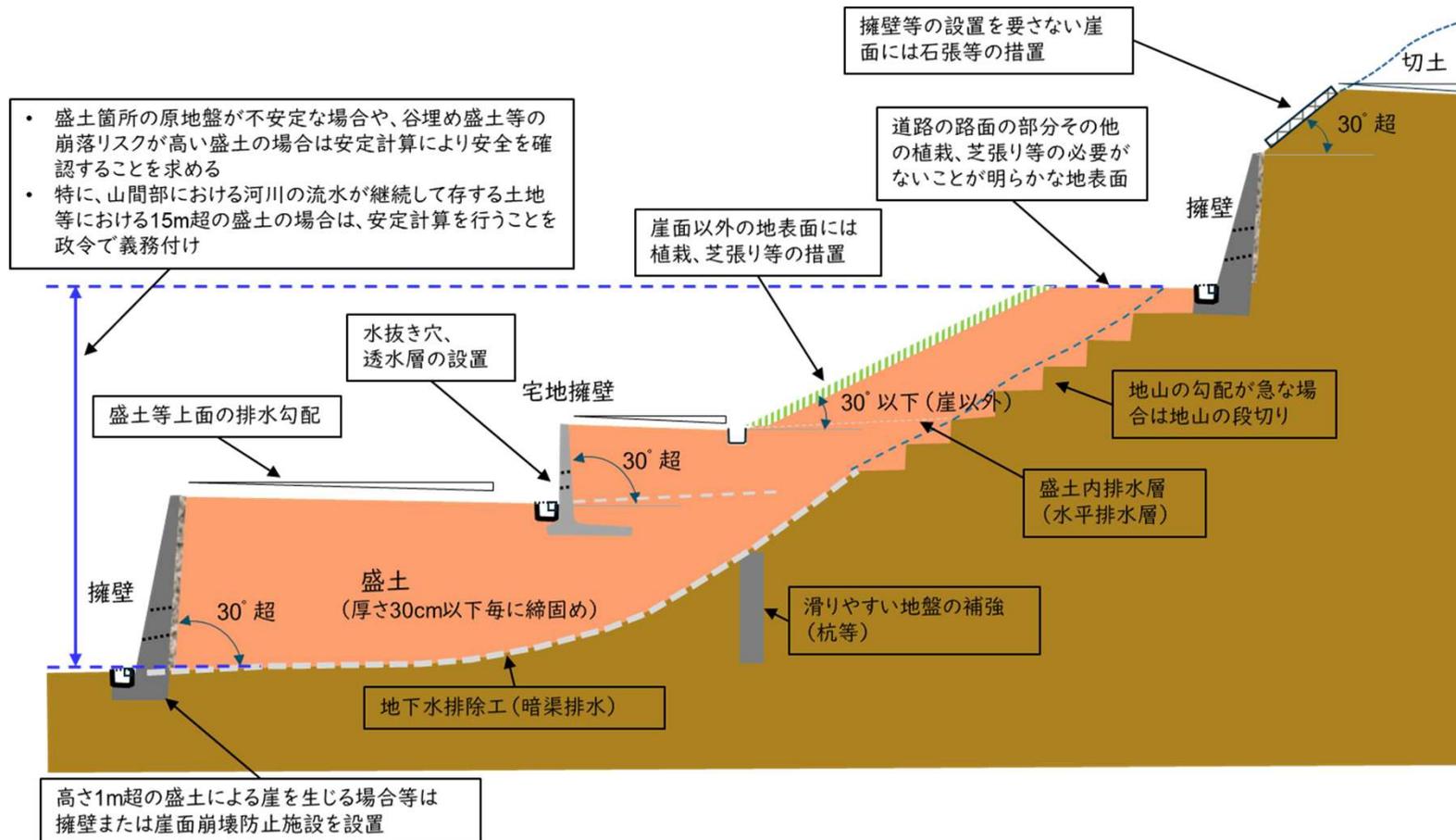
※「国又は都道府県等の工事の特例 (P36)」や「各種届出工事」には手数料はかかりません。

2.3 技術的基準

規制区域内において、**許可対象規模**の「宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積」を行う場合には、技術的基準に従った災害防止措置が必要です。

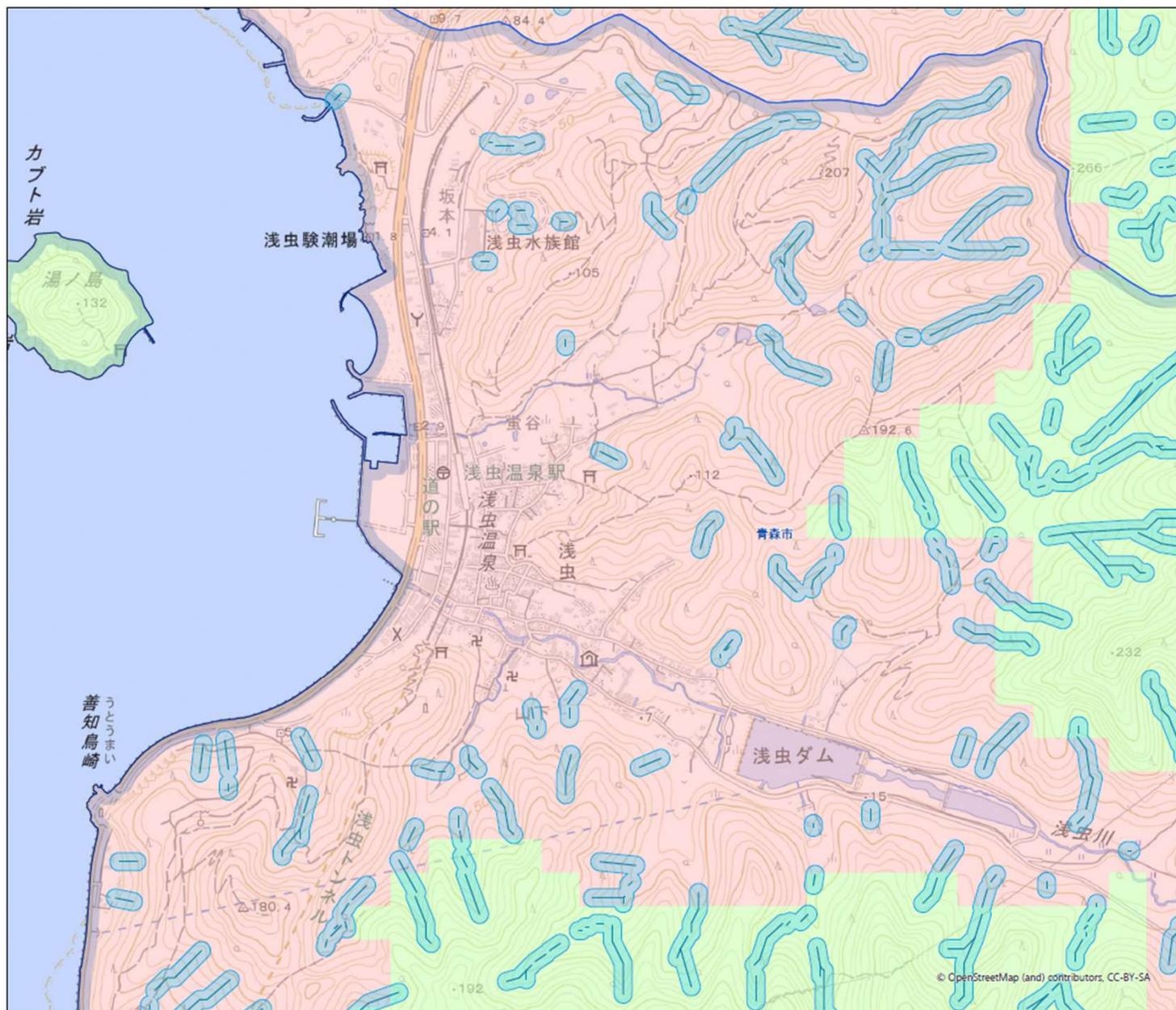
※宅地造成等規制区域と特定盛土等規制区域で技術的基準は同じです。

土地の形質の変更に係る技術的基準の概念



(参考) 溪流等の範囲

【溪流等の範囲図のイメージ】



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 溪流等の範囲(25m範囲)
- 溪流の中心線
- 行政界

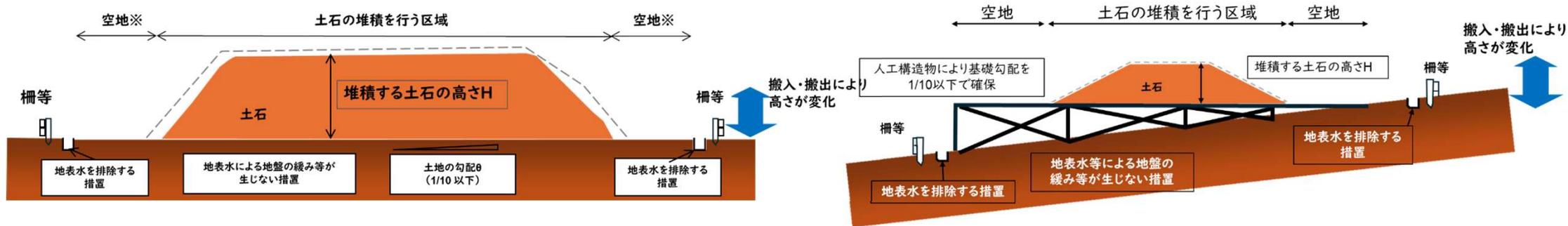
※完成次第、盛土規制法ホームページに掲載します。
あくまでイメージ図のため、変更になる可能性もあります。

2.3 技術的基準

	概要	規定
施設	擁壁、排水施設、その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
施設の設置その他必要な措置	地盤について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置(盛土の締固め、盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置、地滑り抑止ぐい設置等) ・ 急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置 ・ 盛土又は切土の上面の排水勾配 ・ 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15m超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認 ・ 切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強
	擁壁等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ1m超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置 ※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり (イ) 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合 (ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合 (ハ) イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面 ・ 擁壁は構造計算等により設計 ・ 擁壁には水抜き穴等を設置
	崖面及びその他の地表面について講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要さない崖面には石張り等の措置 ・ 崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置 ※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり (イ) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面 (ロ) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面 (ハ) 農地等で植物の生育が確保される地表面* (例)畑等の利用が想定される土地
	排水施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土又は切土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等について、構造等を規定 (例)管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること等 ・ 盛土において、盛土をする前の地表面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定

2.3 技術的基準

土石の堆積に係る技術的基準の概念



※空地の確保は堆積する土石の高さHにより
 Hが5 m以下の場合 : Hを越える幅
 Hが5 mを超える場合 : 2 Hを越える幅の確保が必要

概要	規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 堆積する土地の地盤の勾配は1/10以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く) 地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 次の(イ)(ロ)いずれかに該当する空地(勾配1/10以下)の確保 (イ)堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地 (ロ)堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 堆積した土石の周囲への柵等の設置 ※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く
土石の崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置

2.4 届出を要する工事

申請	行為	特 盛					
届出	土地の形質変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1 m超かつ2 m以下 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超かつ5 m以下 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超かつ5 m以下 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m超かつ5 m以下 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超かつ3,000㎡以下 となるもの (①～④を除く)
		イメージ図					
届出	土石の堆積 一時的な	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超かつ5 m以下 加えて面積が 300㎡超かつ1,500㎡以下 となるもの		⑥最大時に堆積する面積が 500㎡超かつ3,000㎡以下 となるもの		
		イメージ図					

※許可対象規模を超えないものに限る

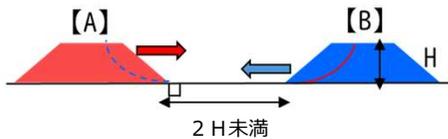
- ・ 特殊な届出工事を除き、**特定盛土等規制区域のみ**該当
- ・ 手数料はなし
- ・ 技術的基準に適合させる必要はない
- ・ 工事に着手する前の**30日前まで**に届け出ること

※都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法における特盛区域の届出をしたものとみなす

2.5 盛土等の一体性について

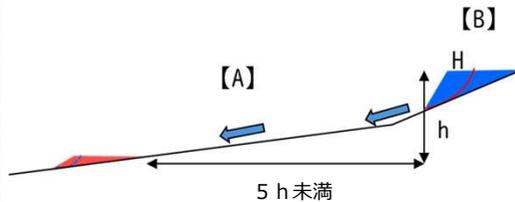
- **事業者の同一性**：事業者が実質的に一体と認められる場合
- **物理的一体性**：
 - ①複数の盛土等が「隣接」し、外形上一体の盛土等を形成する場合
 - ②複数の盛土等が「近接」し、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ又は他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれのある場合
 - ③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり、「一体不可分」となる場合
- **機能的一体性**：事業的、計画的に行われる等、同じ目的で複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関係している場合
- **時期的近接性**：盛土等が行われた時期が近い場合

【平地盛土】



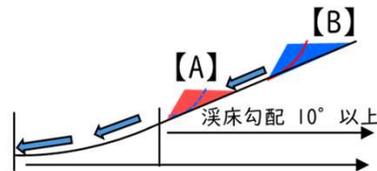
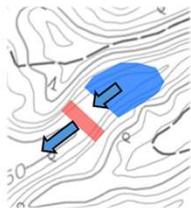
● 判断基準：離隔2HのHは盛土高が高い方をHとすること
土石の堆積の空地と同様に、崩壊事例に基づく崩土の移動距離より盛土間の離隔を想定。一方の盛土が崩壊することによって、他方の盛土の排水機能等を損なわせ、盛土が不安定化することが考えられる。

【腹付け盛土】



● 判断基準：盛土間の離隔が5h
治山技術基準等に示される崩壊土砂の到達範囲をもとに盛土間の離隔を想定。

【谷埋め盛土】

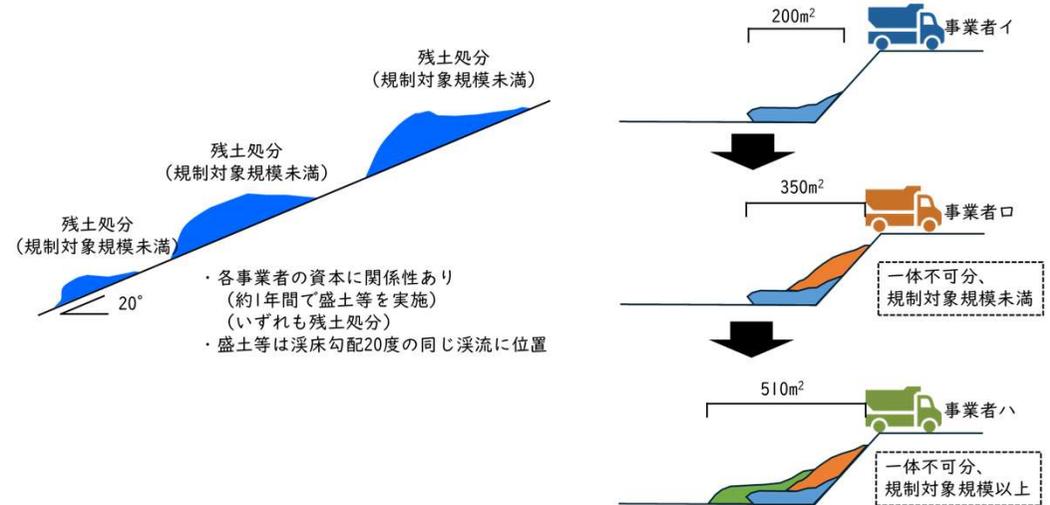


● 判断基準：溪流等（渓床勾配10度以上・全幅50mを基本とする範囲）において盛土が上下に位置する場合
溪流等の盛土と同様に、土石流が流下するおそれのある溪流の範囲として渓床勾配10度以上の範囲を想定。
本範囲に盛土の一部があれば、他の盛土と一体的な挙動を示しうるケースに該当。

物理的一体性の「近接」に該当し得るケース

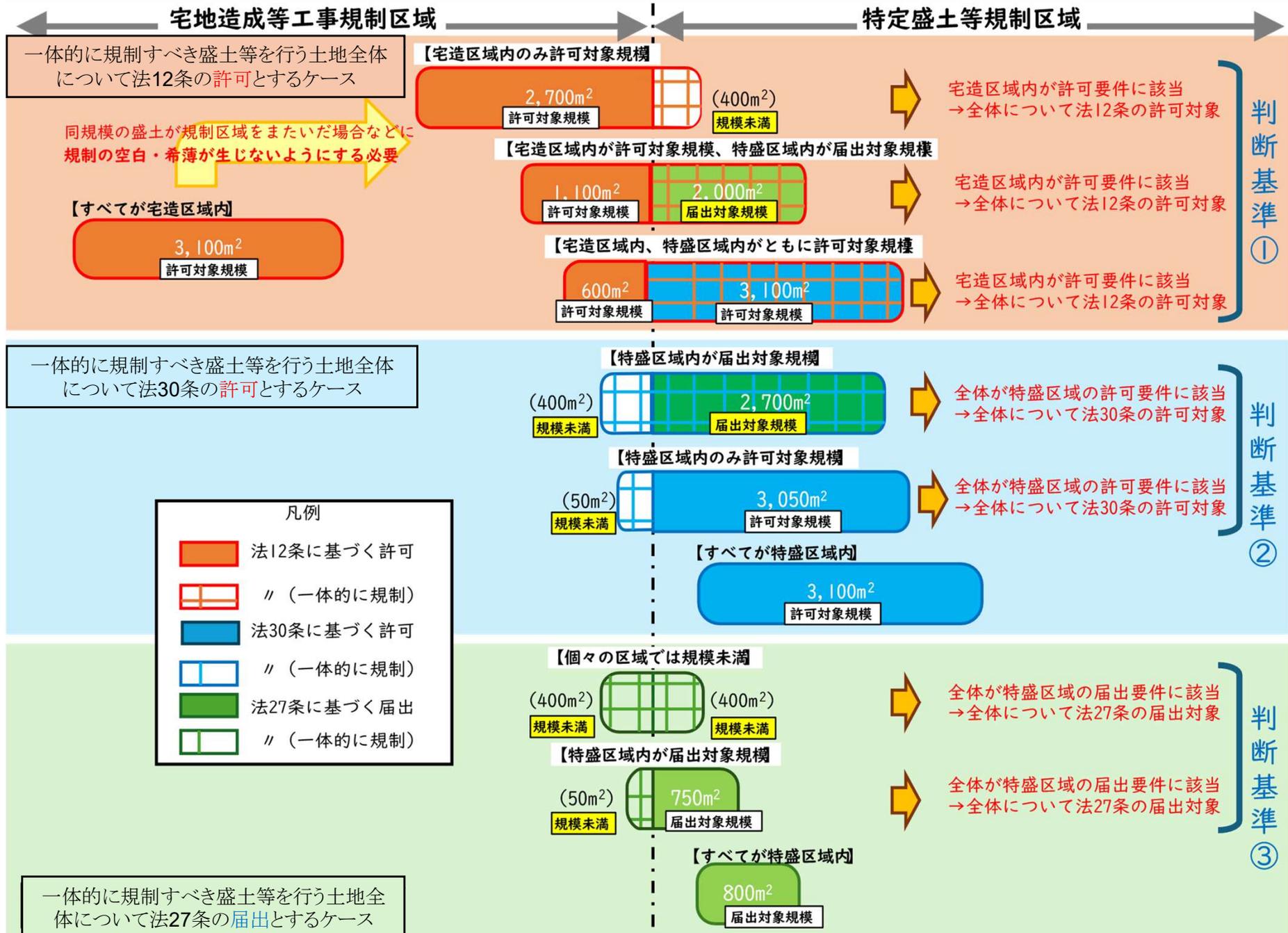
「事業者の同一性」が認められ、かつ「物理的一体性」も認められる場合

「事業者の同一性」が認められない場合であっても、複数の事業者が同じ土地に盛土等を行い、一体不可分の盛土等が形成された場合



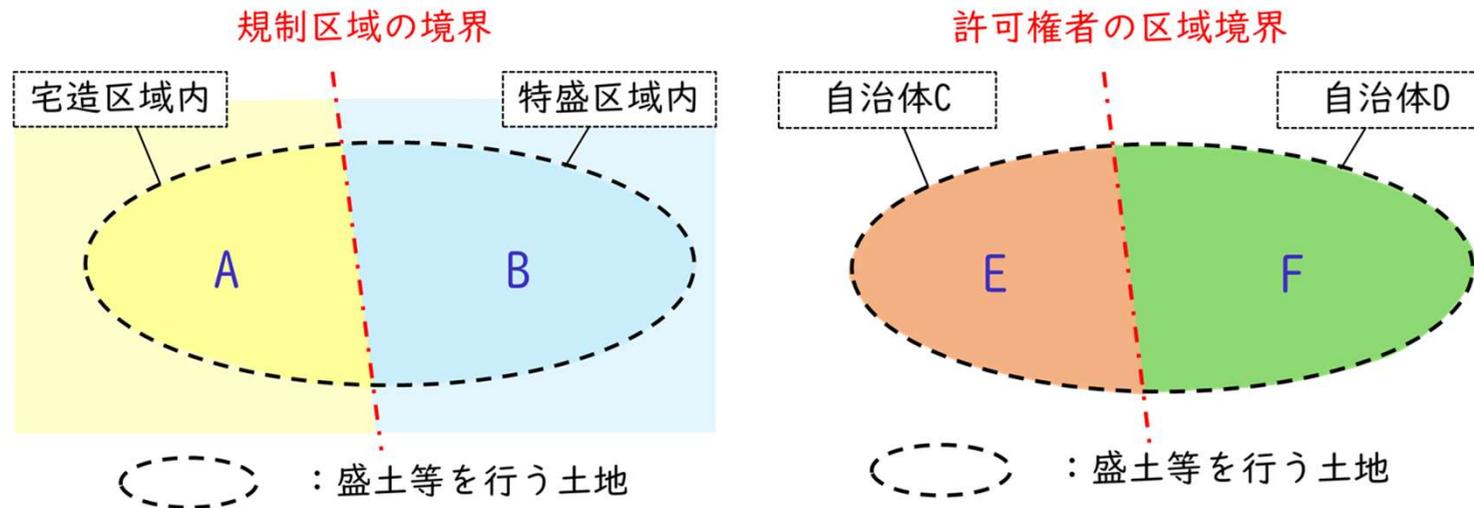
一体の盛土等と認められる場合の例

2.6 2つの規制区域にまたがる場合



2.7 異なる許可権者の区域にまたがる場合

異なる許可権者（隣接県や中核市）の区域にまたがる一体的に規制すべき盛土等が行われる場合において、他の許可権者に許可申請又は届出を行った場合でも、指定した区域に対して空白・希薄が生じない規制とするために、**青森県知事にも**許可申請又は届出を行う必要があります。



工事を行う土地が複数の区域にまたがる例

2.8 届出を要する工事（その他）

【その他の届出について】

○擁壁などに関する除却工事の届出（政令26条）

規制区域内の土地において、以下の工事を行おうとする者は、**工事に着手する14日前までに、届出が必要**。ただし盛土規制法に基づく許可を既（又は事前）に受けている場合には、届出は不要。

- ・ 高さが2mを超える擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の**除却**
- ・ 地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の**除却**

※崖面崩壊防止施設 代表工種：鋼製枠工、大型かご枠工、補強土壁工

○公共施設用地の転用の届出

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、**14日以内**に、**公共施設用地の転用の届出**が必要。ただし盛土規制法に基づく許可を既（又は事前）に受けている場合には、届出は不要。

2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

許可申請の手引き（制度編）P22

分 区	法令	具体的な内容
公共施設用地	法 第2条第1号	道路※1、公園※2、河川
	政令 第2条	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
	省令 第1条第1項	雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
	省令 第1条第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事	法 第12条第1項ただし書 法 第27条第1項ただし書 法 第30条第1項ただし書	
	政令 第5条第1号	鉱山保安法に基づく鉱物の採取 (鉱業上使用する特定施設の設置の工事等)
	政令 第5条第2号	鉱業法に基づく鉱物の採取 (許可を受けた施業案の実施に係る工事)
	政令 第5条第3号	採石法に基づく岩石の採取 (許可を受けた採取計画に係る工事)
	政令 第5条第4号	砂利採取法に基づく砂利の採取 (許可を受けた採取計画に係る工事)
	政令 第5条第5号	
	省令 第8条第1号	土地改良法に基づく土地改良事業 (農業用水排水施設の新設等) 等
	省令 第8条第2号	火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	省令 第8条第3号	家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
	省令 第8条第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
	省令 第8条第5号 省令 第8条第6号	土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の排出又は処理等 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分

※1 国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については公共施設用地となり、規制対象外となる。一方、農道や里道（法定外公共物）は、公的機関が指定・認定する仕組みがないことから、通常は規制対象となる。なお、省令8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については、許可不要となる。

※2 公園は都市公園法による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。

2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

許可申請の手引き（制度編）P23

次ページより説明

分 区	法令	具体的な内容
災害の発生するおそれがないと認められる工事	法 第12条第1項ただし書 法 第27条第1項ただし書 法 第30条第1項ただし書	
	政令 第5条第5号	省令 第8条第7号 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
		省令 第8条第8号 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
		省令 第8条第9号 高さ2m以下の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないものを行う工事
		省令 第8条第10号 次に掲げる土石の堆積に関する工事 一 土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないもの 二 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの 三 工事の施行に付随して行われる土石の堆積 ※3であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場 ※4又はその付近 ※5 ※6に堆積するもの
その他	盛土規制法の施行に当たっての留意事項について （技術的助言）	農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為※7（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充、暗きょ排水の新設及び改修等）

- ※3 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、**主となる本体工事があった上で**、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が**本体工事管理と併せて一体的に管理するもの**をいう。
- ※4 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、**請負契約図書、工事施行計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地**（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については工事の現場として取り扱う。
- ※5 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が**本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲**として、容易に状況を把握し到達できる**工事現場の隣地や隣地に類する土地**が該当する。
- ※6 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、**管理体制などを記した看板の掲示を行うこと**。

2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

【災害の発生するおそれがないと認められる工事】

○ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

資料Ⅱ-22 路網整備における路網区分及び役割

○効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る林道

- 不特定多数の者の利用を想定した恒久的公共施設
- 路網の根幹となる幹線やそれを補完する支線等の道

○間伐作業や主伐後の再造林等の森林施業の用に供する林道（林業専用道）

- 主として森林施業を行うために利用される恒久的公共施設
- 10トン積トラックや林業用車両（大型ホイールフォワード等）の走行を想定
- 必要最小限の規格・構造を有する丈夫な道

○導入する作業システムに対応し、森林整備を促進する作業道

- 森林所有者や林業事業者が森林施業を行うために利用
- 主として林業機械（2トン積程度のトラックを含む）の走行を想定
- 経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造とすることが特に求められる

作業路網の区分及び役割（出典：林野庁）

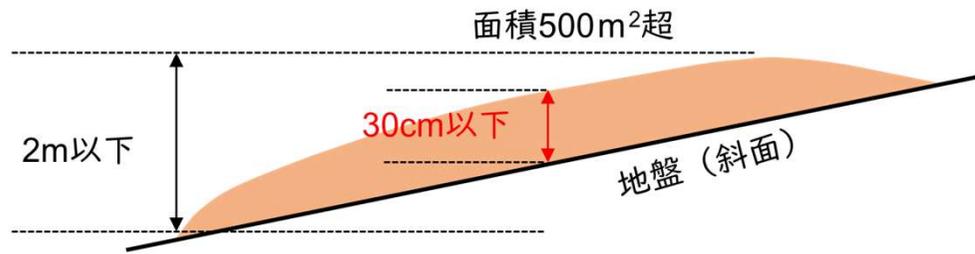
○ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- ・ **応急仮工事**は許可や届出を要しません。
- ・ 災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、本法の土地の形質の変更に該当しないため規制対象とはなりません。
- ・ 恒久的な使用が想定される盛土等までを許可不要と扱うことは難しいことから、本復旧工事については、当該趣旨を踏まえ許可担当課にご相談ください。

2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

【災害の発生するおそれがないと認められる工事】

- 高さ2m以下かつ盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの（面積不問）



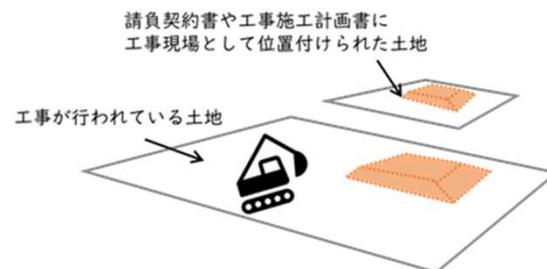
災害発生のおそれがないと認められる工事の例

- 土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの
- 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの
- 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は発生した土石を当該工事の現場又は現場の付近に堆積するもの

◆工事の現場

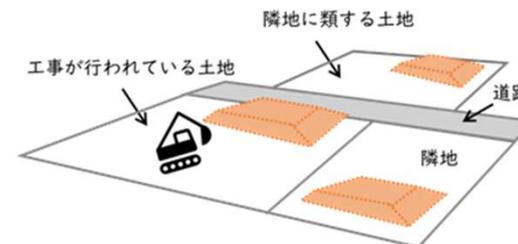
工事が行われている土地を指す。

なお、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事現場として位置づけられた土地を含む。



◆工事の現場の付近

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地を指す。



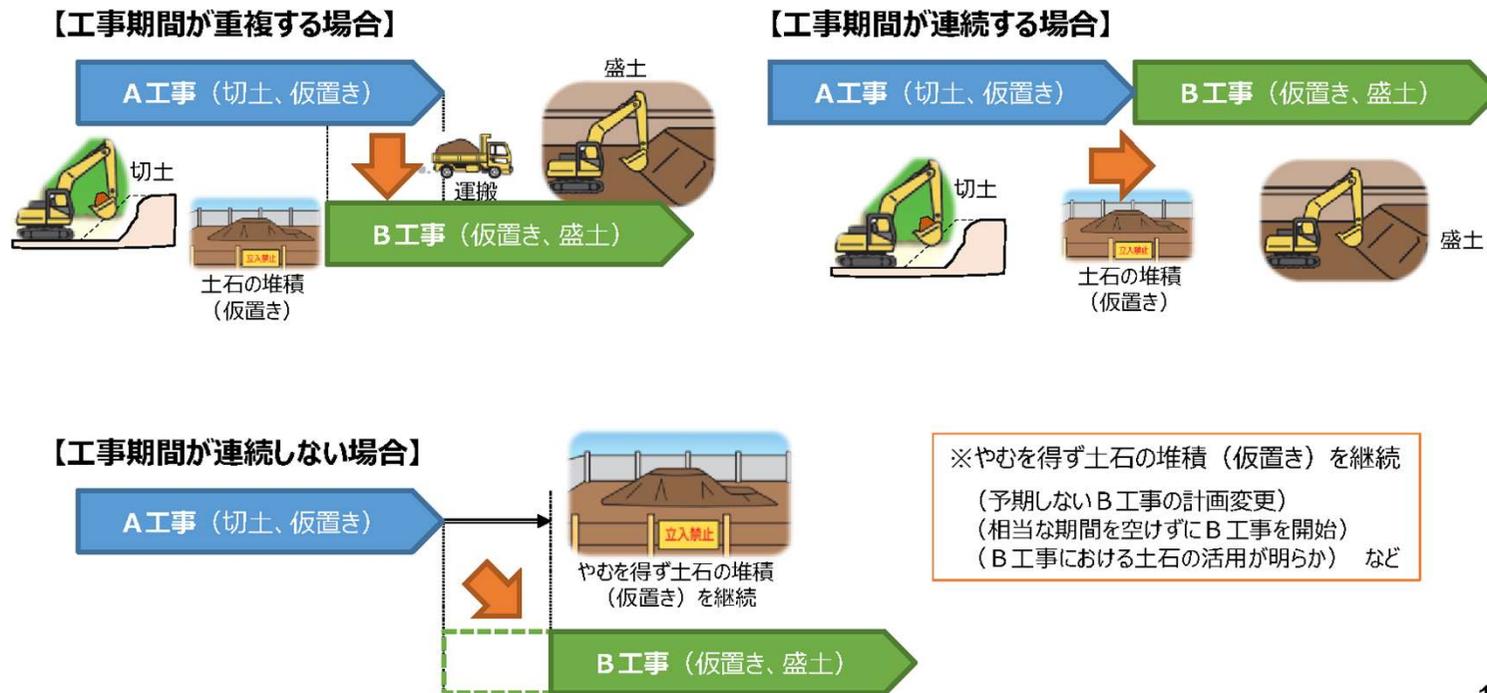
2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

【災害の発生するおそれがないと認められる工事】

○ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又は現場の付近に堆積するもの

- ・ 本体工事の期間中については許可不要とした上で、土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等により「やむを得ず」本体工事期間後も土石の堆積を継続するものについては、引き続き許可不要とする。

※この「やむを得ず」とは、予期しない工事の計画変更や流用先の工事との関係等により土石の堆積を継続する理由が生じたものを想定



2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

【災害の発生するおそれがないと認められる工事】

- グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- 土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において、原材料となる土石を堆積するもの
※舗装に使用するアスファルト混合物、コンクリート又はモルタルは**土に該当しない**ものとします

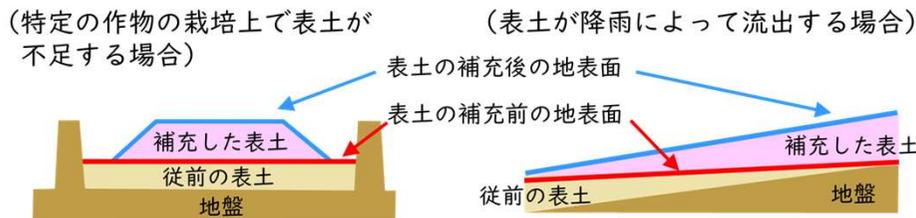


- 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

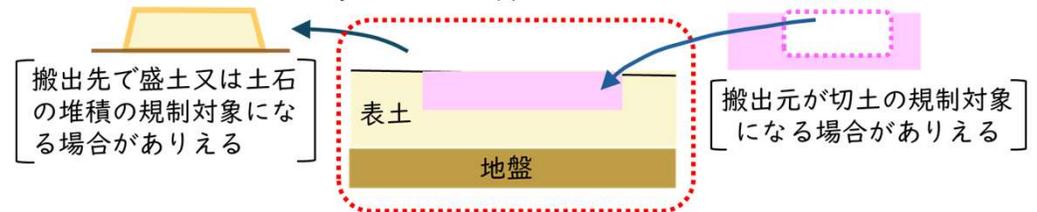
通常の営農行為等の例示

耕起、代かき、整地、畝立て、けい畔の新設・補修・除去、
土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入、表土の補充（30cm以内）、表土の入れ替え、農業用暗きよ排水の新設・改修、
樹園地における樹木の改植、盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（伐根、整地等）

表土の補充イメージ



表土の入れ替えのイメージ



※上記以外で、土地の形質の変更に該当する行為は、盛土等の規模によって規制対象となる可能性がある。
(ほ場の大区画化、盛土を伴う田畑転換など)

※農地及び採草放牧地において行われる行為が通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、**農地担当部局（構造政策課）**が、**農業委員会の意見を聞く**等により地域の実情や実態を踏まえて判断を行う。

2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

【災害の発生するおそれがないと認められる工事】

- 窪地を四方の高さに合わせてかさ上げするもの
 - ・ 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い平坦にする場合
 - ・ 平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合

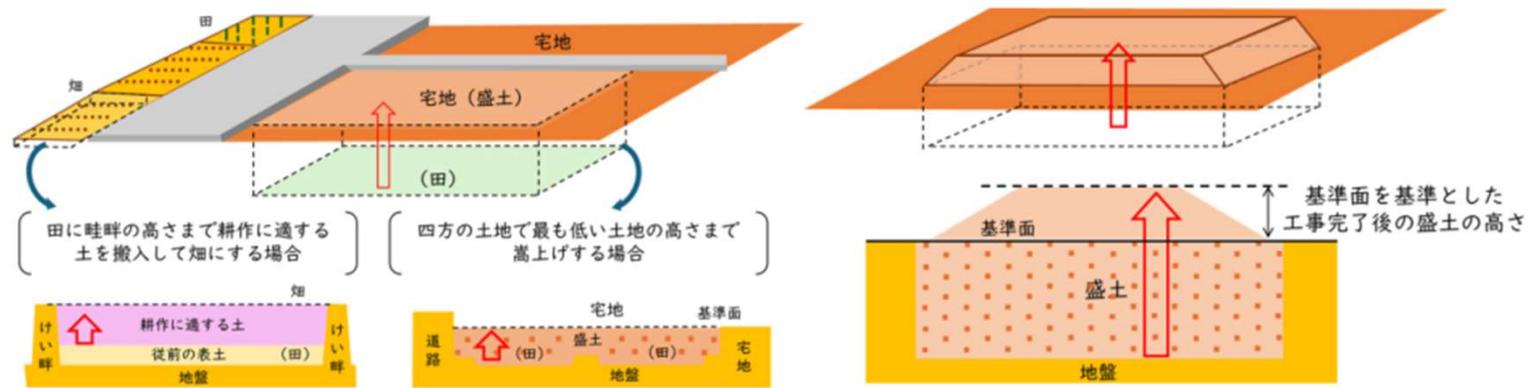
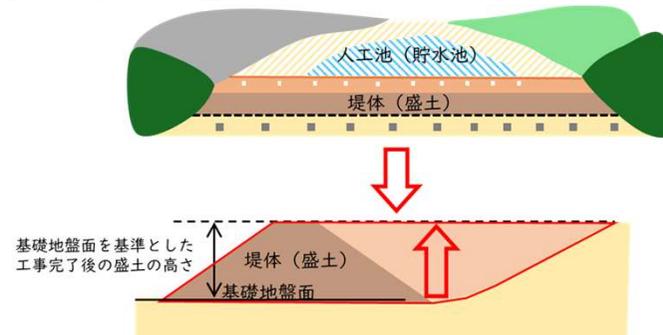


図 1.9.8 窪地を四方の高さに合わせてかさ上げする場合のイメージ

※工事の規模によっては、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になります。



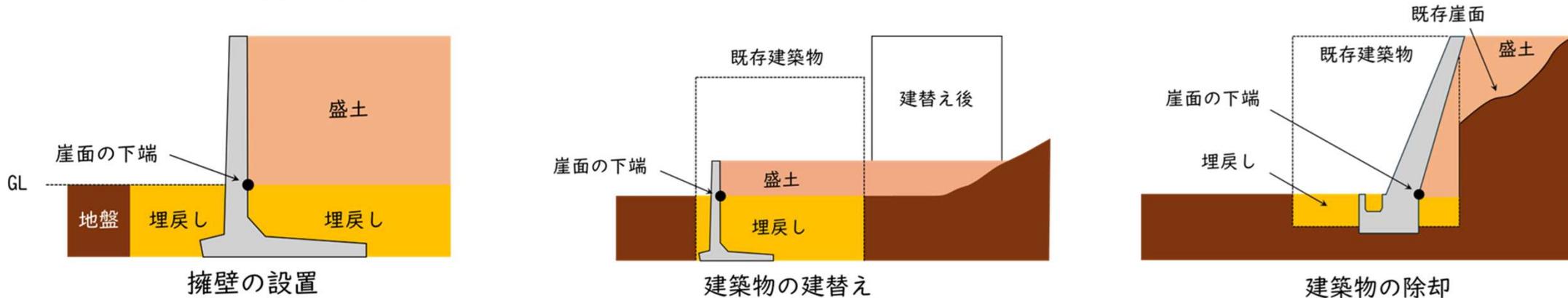
(工事の規模により規制対象となりうる)

2.9 許可・届出の対象外・許可不要工事

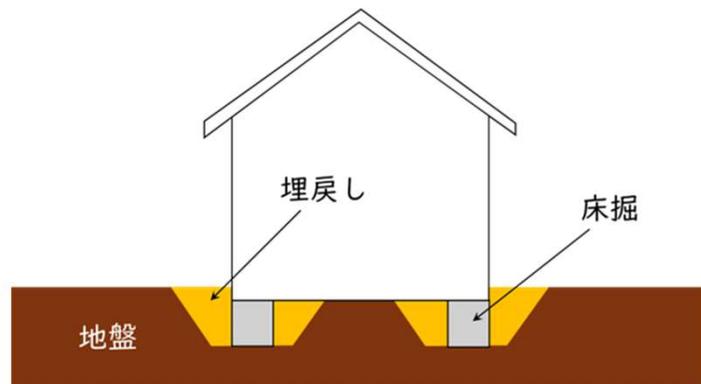
【その他規制対象外・許可不要工事】

○ 建築物等の工作物の建設・築造に伴う床掘及び埋戻し

工作物の解体後に、既存地盤高までの埋戻しの範囲は許可不要となる。なお、埋戻しの上に盛土する場合は、一定規模以上で許可・届出が必要となる。

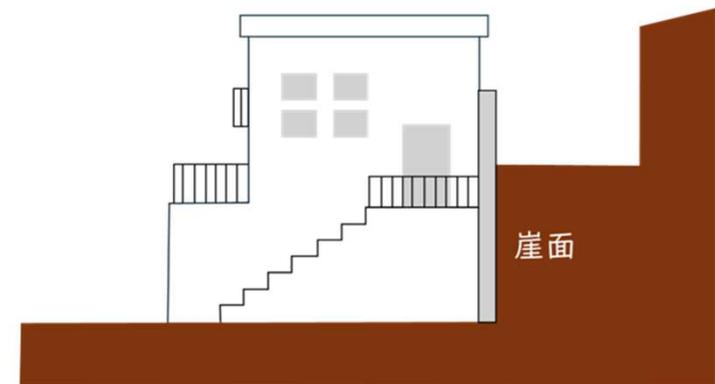


○ 建築物等の工作物の解体に伴う地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床掘及び埋戻し



地中埋設物撤去のための床掘り及び埋戻し

○ 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合 ※土地の形質の変更とみなされない



建築物の一部が擁壁を兼ねる場合

2.10 みなし許可（国又は都道府県等の工事の特例）

許可申請の手引き（制度編）P33

【みなし許可①（国又は都道府県等の工事の特例）】

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。

上記以外の自治体が行う工事は、協議ではなく、許可を受ける必要があります。

適用される技術的基準は、許可と同様です。

協議の場合は、技術的基準に照らした内容となっているかのみを確認するため、許可申請の場合に比べ提出書類を省略しています。

住民周知や土地所有者等の同意取得について、規定しなくても当然にされるものとの考えから、書類の提出は要しませんが適切に実施してください。

〈標識の掲示〉

- ・ 通常の許可・届出工事同様に必要となります。

〈報告・検査〉

- ・ 通常の許可対象工事同様、要件を満たす工事には必要となります。

※協議に手数料はかかりません。

2.10 みなし許可（都市計画法の開発許可を受けている工事）

許可申請の手引き（制度編）P33

【みなし許可②（都市計画法の開発許可を受けている工事）】

規制開始日（令和8年4月1日）以降に、盛土規制法対象規模以上の工事にて都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます

〈届出対象工事〉

- ・既着手工事（都市計画法の開発許可済）についても、届出対象になる場合があります。

〈標識の掲示〉

- ・都市計画法の開発許可では、宅地分譲を目的とする場合のみ標識の掲示が必要になりますが、みなし許可の場合は、盛土規制法の標識も掲示が必要です。
（双方の記載すべき項目を満たしていれば、1枚の標識にまとめてOK）

〈報告・検査〉

- ・みなし許可の工事においても、盛土規制法に基づく**定期報告**、**中間検査**は必要です。

都市計画法の開発許可制度における許可を要する開発行為については、青森県庁HP内の「開発許可」のページよりご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kenju/kaihatu.html>

2.11 既着手工事について

【規制区域指定の際に行っている工事の届出（既着手工事）】

規制区域の指定日（令和8年4月1日）より前に工事着手し、規制開始日以降も引き続き工事を行う場合は、**21日以内（令和8年4月22日まで）**に届出が必要になります。届出が必要となる対象の工事の種類、および規模については下記の図のとおり。

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

要件	①盛土で高さが 1 m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2 m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

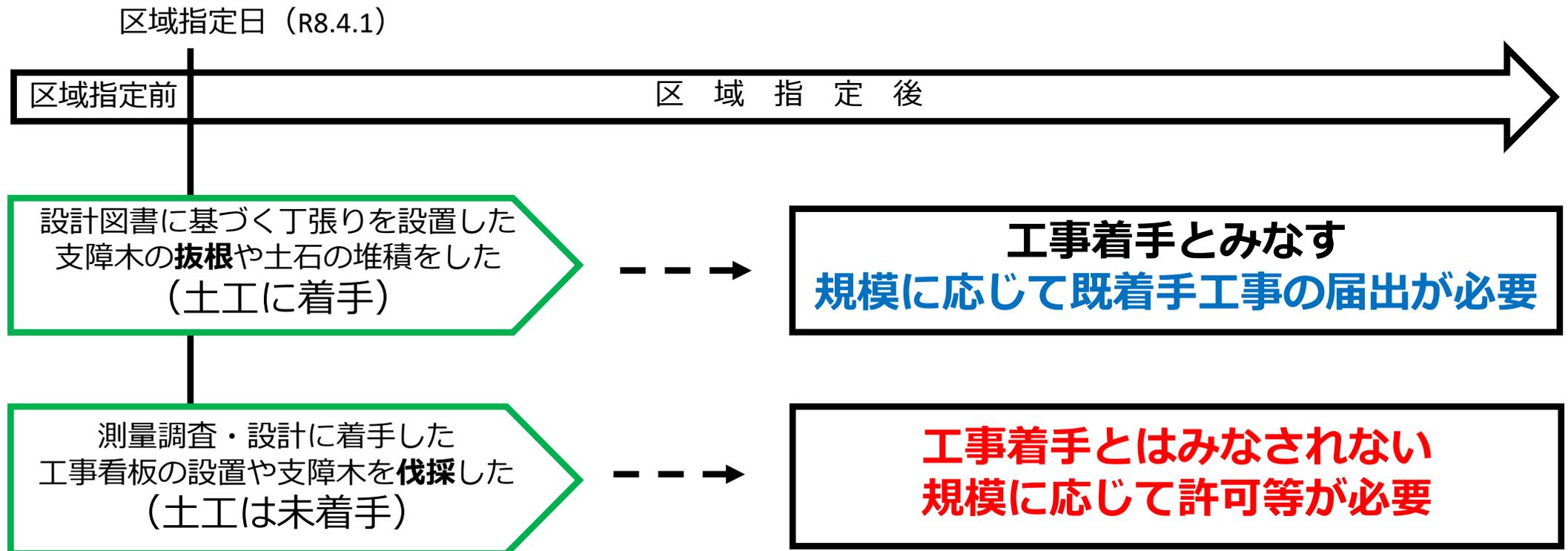
<一時的な土石の堆積>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

- 開発許可、林地開発許可など他法令の許可を受けた工事についても盛土規制法の届出が必要です。
- 届出の内容が当初から変更されたことにより**届出の規模を超えた場合は、届出の範囲を超えた部分が許可対象規模以上になる場合に、許可が必要**となります。→ 既着手工事の届出時点で、**工事内容を精査しなければならない**。
- 上記で許可対象となった盛土等については、「届出の範囲を超えた盛土等」と「届出の範囲の盛土等」に一体性が認められる場合は**届出の範囲の盛土等も含めた一体的な盛土等として審査**することがあります。
- 土地所有者等は、届出対象の盛土等に係る土地を常時安全な状態に維持する責務を有しますので、災害のおそれ大きいと認められる危険な場合には、改善命令の対象となります。

(参考) 規制開始日に工事を着手しているとは？

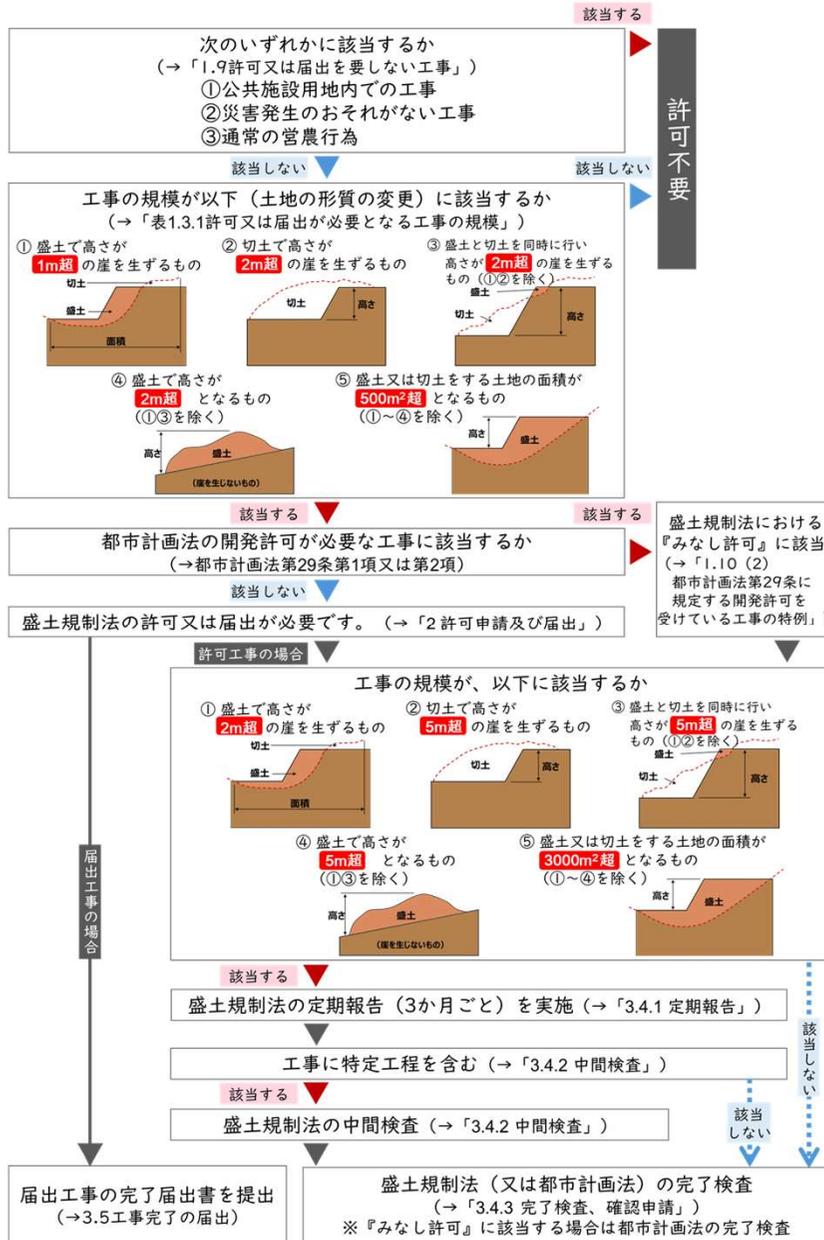
許可申請の手引き（制度編）P20～P21



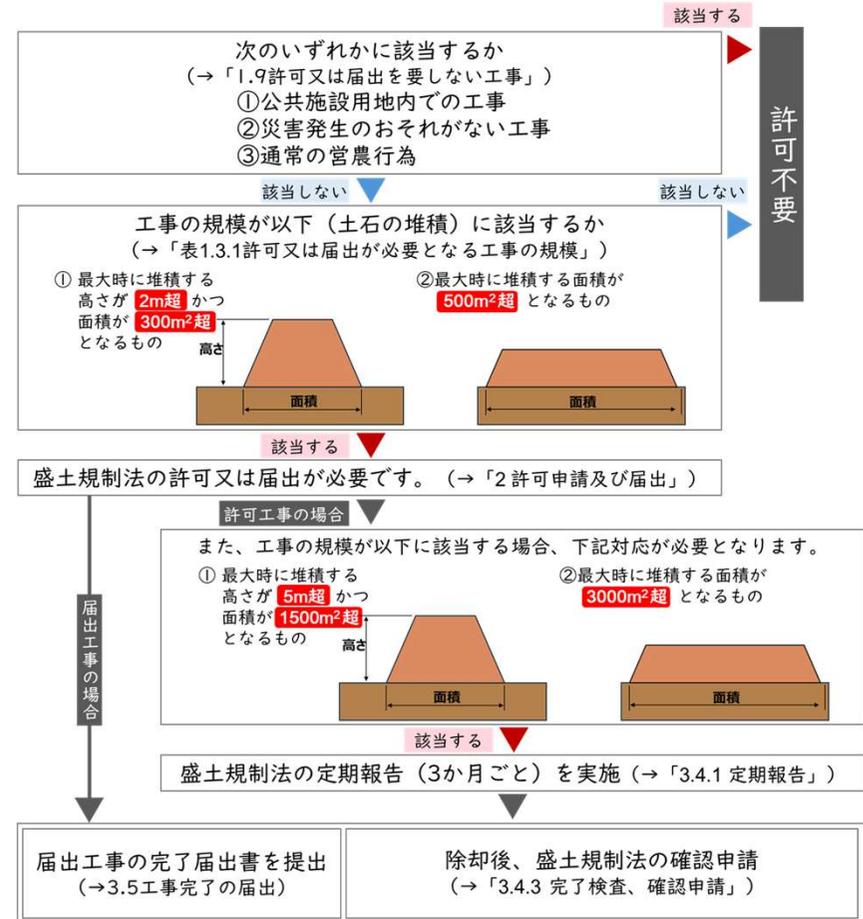
工事着手の時点の考え方については、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、**工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点となります**

2.12 手続き要否判定フロー

土地の形質の変更の場合



土石の堆積の場合



3 許可申請・届出の手続き

3 許可申請・届出の手続き

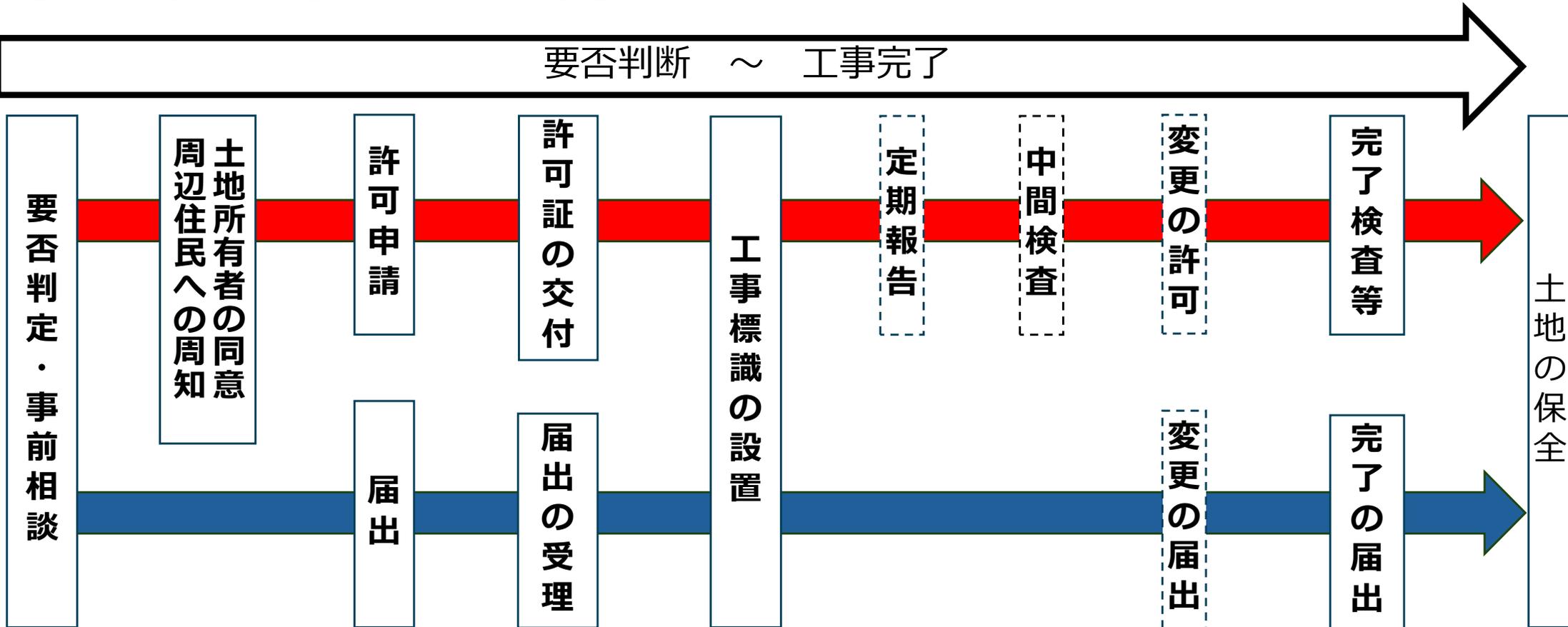
- 3.1 手続きの流れ（既着手工事を除く）
- 3.2 土地所有者の同意
- 3.3 住民への周知
- 3.4 許可申請・届出の必要書類一覧
- 3.5 処理にかかる日数
- 3.6 標識の掲示
- 3.7 変更申請
- 3.8 工事の一時中止・再開・廃止・取り下げ
- 3.9 手続きの流れ（既着手工事）
- 3.10 既着手工事届出の必要提出書類

3.1 手続きの流れ（既着手工事を除く）

許可申請の手引き（制度編）P35～P37

【許可申請工事・届出工事】

要否判断 ～ 工事完了



対象工事のみ実施



許可申請工事（土地の形質変更・土石の堆積）



届出工事（土地の形質変更・土石の堆積 ※既着手届出を除く）

3.2 土地所有者の同意

工事の許可申請に当たっては、予め、**土地所有者等全てから**、同意を得る必要があります。

※同意を必要とする権利者とは、工事をしようとする土地の区域内の土地について**所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利**又は**その他の使用及び収益を目的とする権利**を有する者を指します。

3.3 住民への周知

工事の許可申請に当たっては、予め、盛土等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるために必要な措置を講じる必要があります。

【周知の方法】

①説明会の開催

②書面の配布

③工事を行う土地又はその周辺での掲示及びウェブページへの掲載

※災害が生じるおそれが特に大きい土地（溪流等）で、高さ15m超の盛土をする場合は、**「①説明会の開催」**による周知が必須

【災害が生じるおそれが特に大きい土地（溪流等）】

- ・山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ・山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- ・上記2つの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

3.3 住民への周知

【周知の範囲】

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
<ul style="list-style-type: none"> 平地盛土 切土 土石の堆積 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離$2h$以内の範囲（※参考図Lの範囲）を含む自治会等の範囲 	
<ul style="list-style-type: none"> 腹付け盛土 	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離$5h$以内の範囲（※参考図lの範囲）を含む自治会等の範囲 	
<ul style="list-style-type: none"> 溪流等における盛土 谷埋め盛土 腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 下流の溪床勾配が2度以上の範囲を含む自治会等の範囲 	

3.4 許可申請・届出の必要書類一覧

(※既着手工事届出の必要書類は含まない)

許可申請の手引き (制度編) P47~P55・P58

NO	提出資料	許可		届出		国等協議		擁壁等の 除却 (届出)	公共施設用地 転用 (届出)
		形質 変更	土石 堆積	形質 変更	土石 堆積	形質 変更	土石 堆積		
1	許可申請書・届出書・協議申出書	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓
2	チェックリスト	✓	✓	—	—	✓		—	—
3	青森県収入証紙ちょう付用紙	✓	✓	—	—	—		—	—
4	設計者の資格に関する申告書	✓	—	—	—	✓		—	—
5	申請地 (届出地) 及びその周辺の写真	✓	✓	✓	✓	✓		—	—
6	同意者一覧表	✓	✓	—	—	—		—	—
7	土地使用同意書	✓	✓	—	—	—		—	—
8	周辺措置報告書	✓	✓	—	—	—		—	—
9	工事主の資力及び信用に関する調書	✓	✓	—	—	—		—	—
10	資金計画書	✓	✓	—	—	—		—	—
11	工事施行者の能力に関する申告書	✓	✓	—	—	—		—	—
12	工程表	✓	✓	—	—	✓		—	—
13	届出者の確認書類	—	—	✓	✓	—		—	—

※No3に関する「許可申請手数料」については、説明会資料**P18**を参照

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります。

3.4 許可申請・届出の必要書類一覧

(※既着手工事届出の必要書類は含まない)

許可申請の手引き（制度編）P47～P55・P58

NO	許可申請書・届出書への 添付資料図面・書類	許可		届出		国等協議		擁壁等の除却 (届出)	公共施設用地転用 (届出)
		形質 変更	土石 堆積	形質 変更	土石 堆積	形質 変更	土石 堆積		
1	位置図	✓	✓	✓	✓	✓	✓	—	—
2	地形図	✓	✓	✓	✓	✓	✓	—	—
3	求積図	✓	✓	✓	✓	✓	✓	—	—
4	土地の平面図	✓	✓	✓	✓	✓	✓	—	—
5	土地の断面図	✓	✓	✓	✓	✓	✓	—	—
6	排水施設の平面図	✓	—	✓	—	✓	—	—	—
7	崖の断面図	✓	—	✓	—	✓	—	—	—
8	擁壁の断面図	✓	—	✓	—	✓	—	—	—
9	擁壁の背面図	✓	—	✓	—	✓	—	—	—
10	断面崩壊防止施設の断面図	✓	—	✓	—	✓	—	—	—
11	崖面崩壊防止施設の背面図	✓	—	✓	—	✓	—	—	—
12	構造計算書等（擁壁等）	✓	—	—	—	✓	—	—	—
13	大臣認定擁壁認定書等	✓	—	—	—	✓	—	—	—
14	安定計算書等（地盤等）	✓	—	—	—	✓	—	—	—
15	土石の崩壊防止措置の設計書	—	✓	—	✓	—	✓	—	—
16	土砂流出防止措置の設計書等	—	✓	—	✓	—	✓	—	—

3.5 処理にかかる日数

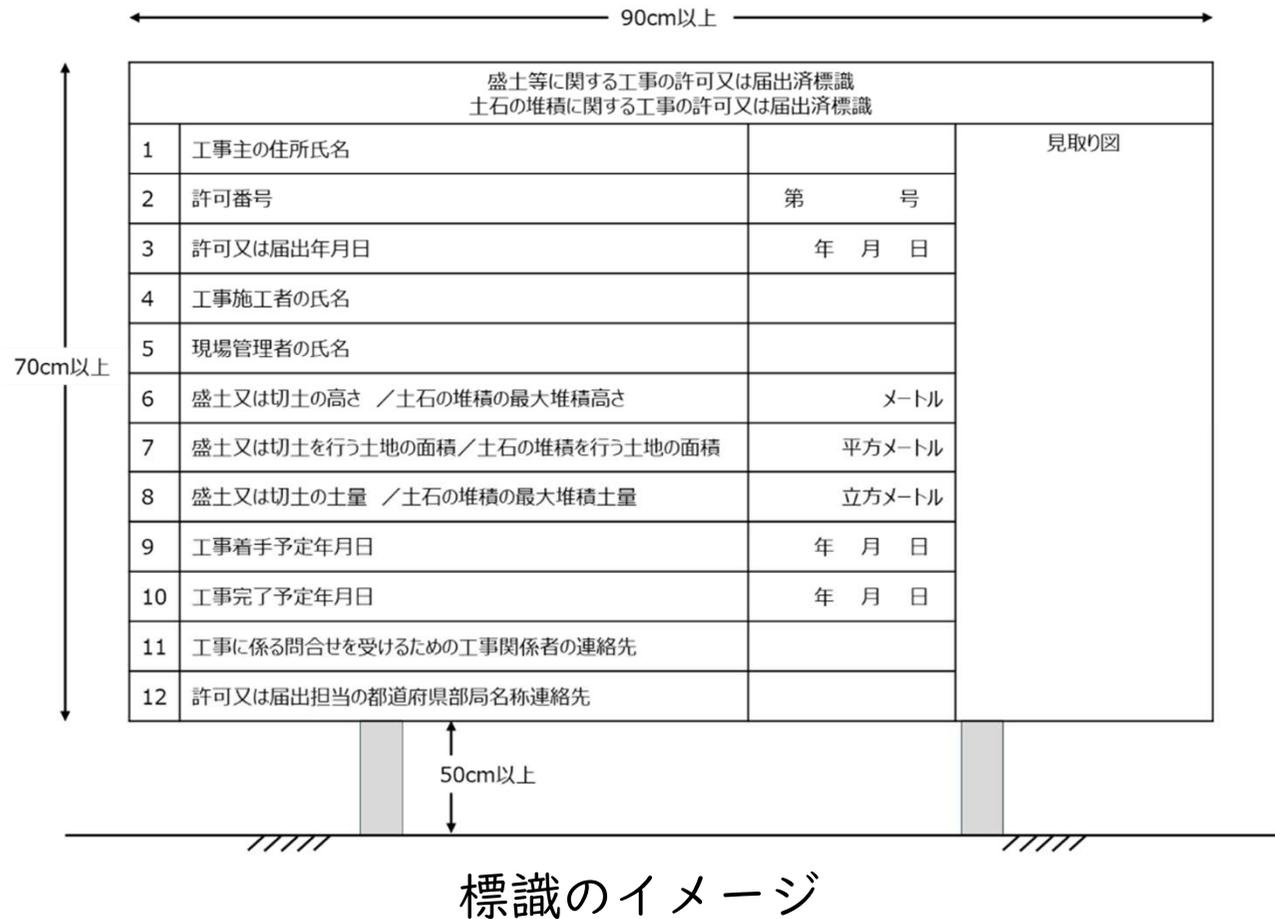
処理期間：書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間や土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始(12/29～1/3) は含まない期間。

工事の種類	処理期間	申請目安
土地の形質の変更（盛土又は切土）（高さが15m以下の場合）	30日	2か月前
土地の形質の変更（盛土又は切土）（高さが15mを超える場合）	45日	3か月前
土石の堆積	14日	1か月前

- ※1.許可申請は、工事着手予定日の上表「申請目安」欄を参考にしてください。
- ※2.処理期間はあくまでも**目安**のため、申請内容によっては処理期間を超える場合があります。

3.6 標識の掲示

許可を受けた、又は届出を行った工事については、土地の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。



標識への記載内容についての詳細は許可申請の手引きをご覧ください

3.7 変更申請

【変更許可申請・変更届出】

「許可を受けた工事」、「特定盛土等規制区域において届出をした工事」、「既着手工事（届出）」、「擁壁の除却工事（届出）」に計画変更（許可・届出に係る事項の変更）の必要が生じた場合は、変更許可申請書又は変更届出を作成し、青森県HP内の電子申請フォームにて提出が必要です。

※変更許可申請は「**軽微な変更**」に該当する場合を除く

※変更許可申請の際は**事前相談が必要**

※土石の堆積に関する工事は、**許可の日から5年を超えて**土石を堆積しようとする場合は許可日から5年が経過する前に堆積期間の延長に関する変更許可を受けなければならない

※届出工事（既着手工事含む）にて、変更に伴って、届出の基準を超過し、許可を要する工事に該当する場合は改めて許可を得る必要がある。

※「特定盛土等規制区域において、法第27条第1項で届出をした工事」の変更届出書は変更後の工事に着手する**30日前まで**に提出すること

NO	提出資料	許可		届出		擁壁等の除却 (届出)
		形質 変更	土石 堆積	形質 変更	土石 堆積	
1	変更許可申請書・変更届出書	✓	✓	✓	✓	✓
2	許可の写し（直近のもの）	✓	✓	—	—	—
3	許可・届出時に提出した設計図書で計画の変更に伴い、その内容が変更となるもの	✓	✓	✓	✓	✓

※届出書及び図面について、変更前後が分かるように**変更前**に見え消し朱書き記入すること

3.7 変更申請

【軽微な変更】

盛土等に関する工事において下記の事項に該当する場合は、**工事の軽微な変更届出書**を作成し、青森県HP内の電子申請フォームにて提出が必要です。

※事例発生後、**遅滞なく**行う

※変更届出書提出の前に必ず、**事前相談**を行うこと

〈軽微な変更に関する事項〉

- ・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）
- ・ その他、許可権者が軽微な変更と認めるもの

〈提出資料〉

- ・ 工事の軽微な変更届出書
- ・ 直近の許可証の写し

3.7 変更申請

【変更協議の申出】

協議の申出をした工事について、変更の協議を行う場合は、**変更協議申出書**を作成し、青森県HP内の電子申請フォームにて提出が必要です。

※変更後の工事に着手する**30日前まで**に提出

※変更申出書提出の前に必ず、**事前相談**を行うこと

〈提出資料〉

- ・ 変更協議申出書
- ・ 協議成立通知書の写し（過去に変更協議をしている場合は直近のもの）
- ・ 変更の内容が分かる設計図書

3.8 工事の一時中止・再開・廃止の届出

許可申請の手引き（制度編）P68

【工事の一時中止・再開】

盛土等に関する工事について、許可を受け又は届出した工事主は、既に着手した工事を一時中止するとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに盛土等に関する工事の**一時中止・再開届出書**を作成し、青森県HP内の電子申請フォームにて提出してください。

※一時中止・再開の見込みが生じた場合、**すみやかに提出**

※一時中止・再開届出書提出の前に必ず、**事前相談**を行うこと

※**冬期間における工事の一時中止の場合**は届出書の提出は**不要**

〈提出資料〉

- ・一時中止・再開届出書
 - ※定期報告の様式でも提出可能
- ・許可証の写し（直近のもの）

3.8 工事の一時中止・再開・廃止・取下げの届出

許可申請の手引き（制度編）P68

【工事の廃止・取下げ】

盛土等に関する工事の許可を受け、**着工前**に廃止が決まった場合は、事前に許可権者と協議し、青森県HP内の電子申請フォームにて、盛土等に関する**工事廃止届出書**を提出してください。

許可申請の可否が示される前であれば、**許可申請の取下げ届出書**を、また、許可後で工事を既に行っている場合は、進捗状況に応じて**変更届出又は変更許可申請書及び添付書類**を提出してください。

※廃止の見込みが生じた際、**すみやかに**提出

※許可申請した計画を取下げる必要が生じた際、**ただちに**提出

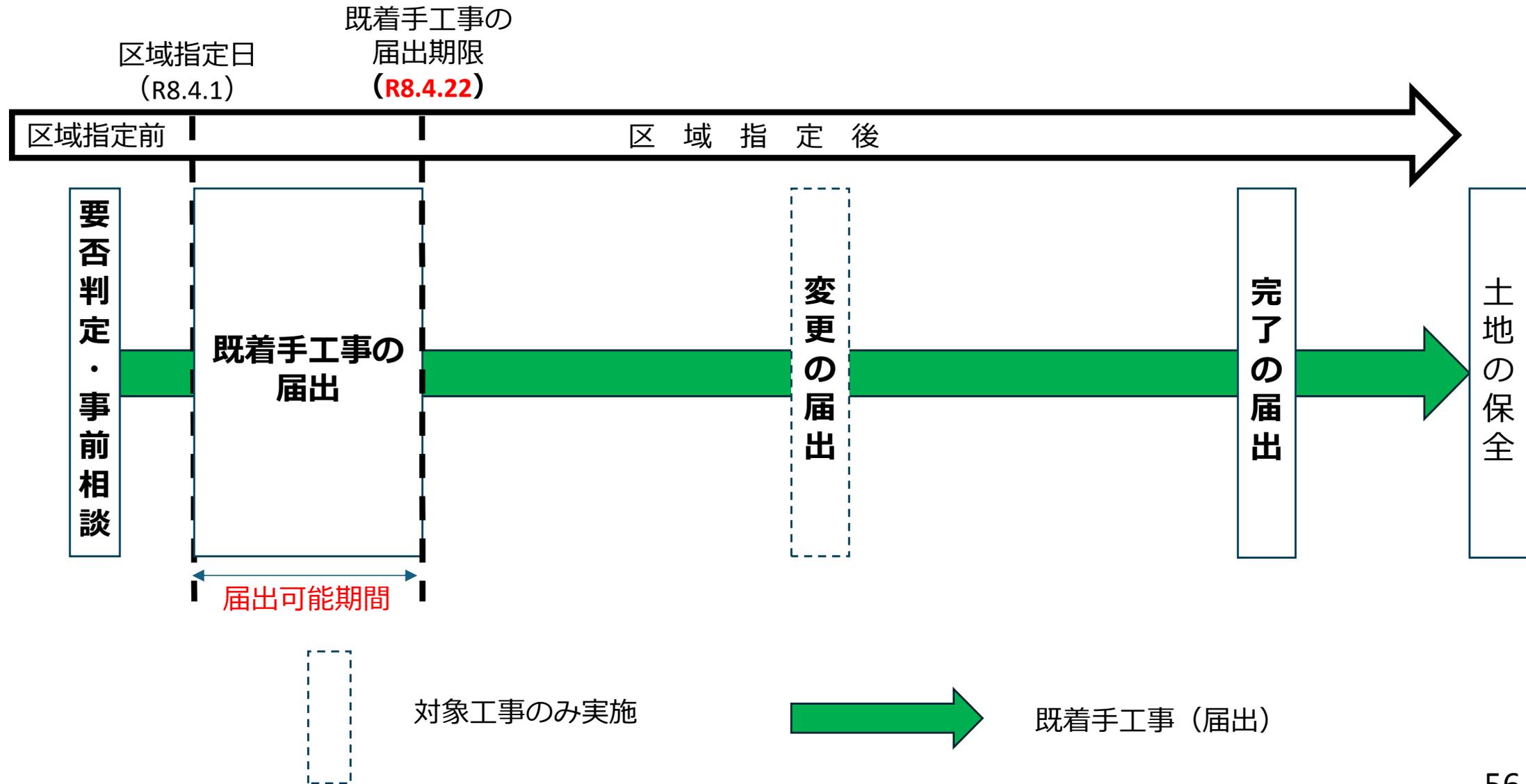
※工事廃止届出書・許可申請の取下げ届出書提出の前に必ず、**事前相談**を行うこと

〈提出資料〉

- ・廃止届出書（許可後）または取下げ届出書（許可前）

3.9 手続きの流れ（既着手工事）

【規制区域指定の際に行っている工事の届出（既着手工事）】



3.10 既着手工事届出の必要書類

【当初の提出必須書類】

土地の形質変更の場合：宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

土石の堆積の場合：土石の堆積に関する工事の届出書

【対象規模以上の場合に必須となる書類】 ※新たに測量作業を行っていただく必要はございません

「位置図」、「届出地及びその周辺の写真」、「地形図」、「土地の平面図」

【対象規模】

工事の種類	工事の規模
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 5m 超となるもの（ア、ウを除く） オ 盛土又は切土の面積 3,000m ² 超となるもの（ア～エを除く）
土石の堆積	カ 土石の堆積の高さが 5m 超かつ面積が 1,500 m ² 超となるもの キ 土石の堆積を行う面積が 3,000 m ² 超となるもの（カを除く）

【変更届出時の提出必須書類】

届出工事の変更届出書、工事の計画変更に伴い内容が変更となる書類

(参考) 既着手工事の届出の様式について

(※土地の形質の変更)

宅造区域での工事の場合は「第21条第1項」を囲む
 特盛区域での工事の場合は「第40条第1項」を囲む
 (宅造区域と特盛区域どちらにもまたぐ場合は、両方を囲む)

工事主の住所、会社名、氏名(代表者)を記載

工事受注者の住所、会社名、氏名(代表者)を記載

工事場所の**すべての地番**を記入
 (記入しきれない場合は別紙にて提出)
 緯度経度は代表地点について秒の小数点第1位まで記入
 (国土地理院の地理院地図からも取得できます)

一体的に開発される区域の面積を記入
 道路や法面等の一体的事業区域を指す

地盤勾配1/10以下が「平地盛土」
 地盤勾配1/10超が「腹付け盛土」
 谷を埋めるものが「谷埋め盛土」
 (該当する盛土のタイプ全てに○で囲む)

土地の形状を変更する面積を記入
 (盛土面積と切土面積の合計値)

届出を出した時点での、具体的な施工状況と
 進捗率を記入

様式第十五
 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

令和8年4月1日

青森県知事 殿

工事主 住所 ○○市○○丁目○-○
 氏名 株式会社○○ 代表 青森 太郎

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項 / 第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	○○市○○丁目○-○ 株式会社○○ 代表 青森 次郎		
2 工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	○○市○○丁目○-○、○-○、○-○ (緯度: ○○度○○分31.5秒、経度: ○○度○○分27.3秒)		
3 工事をしている土地の面積	12,345.67 平方メートル		
4 盛土のタイプ	○平地盛土 ○腹付け盛土 ○谷埋め盛土		
5 盛土又は切土の高さ	9.52 メートル		
6 盛土又は切土をする土地の面積	5,123.52 平方メートル		
7 盛土又は切土の土量	盛土	1,234.50	立方メートル
	切土	123.40	立方メートル
8 工事着手年月日	令和7年10月1日		
9 工事完了予定年月日	令和9年12月1日		
10 工事の進捗状況	抜根・整地 (進捗率20%)		

(参考) 既着手工事の届出の様式について (※土石の堆積)

宅造区域での工事の場合は「第21条第1項」を囲む
 特盛区域での工事の場合は「第40条第1項」を囲む
 (宅造区域と特盛区域どちらにもまたぐ場合は、両方を囲む)

工事主の住所、会社名、氏名(代表者)を記載

工事受注者の住所、会社名、氏名(代表者)を記載

工事場所のすべての地番を記入
 (記入しきれない場合は別紙にて提出)
 緯度経度は代表地点について秒の小数点第1位まで記入
 (国土地理院の地理院地図からも取得できます)

一体的に開発される区域の面積を記入
 道路や法面等の一体的事業区域を指す

空地等を除いた面積を記入
 (実際に土石の堆積をする面積)

届出を出した時点での、具体的な施工状況と進捗率を記入
 進捗率は最大堆積土量に対する現在の堆積土量

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

令和8年4月13日

青森県知事 殿

工事主 住所 ○○市○○丁目○-○
 氏名 株式会社○○ 代表 青森 太郎

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項
第40条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事施行者住所 氏名	○○市○○丁目○-○ 株式会社○○ 代表 青森 次郎
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	○○市○○丁目○-○、○-○、○-○ (緯度: ○○度○○分31.5秒、経度: ○○度○○分27.8秒)
3 工事をしている 土地の面積	12,345.67 平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	7.50 メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	5,987.53 平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	6,897.55 立方メートル
7 工事着手年月日	令和7年 10 月 1 日
8 工事完了予定年月日	令和9年 12 月 1 日
9 工事の進捗状況	堆積完了(進捗率90%)

(参考) 既着手工事の届出の図面について (※土地の形質の変更)

許可申請の手引き (制度編) P58

図面	明示すべき事項	備考
位置図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺、方位 2 道路 3 目標となる地物 	
届出地及びその周辺の写真	盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	撮影位置、方向がわかるようにすること
地形図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺、方位 2 土地の境界線 (朱書き細線) 3 申請区域の外周線 (朱書き太線) 	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺、方位 2 土地の境界線 (朱書き細線) 3 申請区域の外周線 (朱書き太線) 4 盛土又は切土をする土地の部分 (盛土は淡緑色、切土は淡橙色で着色) 5 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置 	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること

(参考) 既着手工事の届出の図面について (※土石の堆積)

許可申請の手引き (制度編) P58

図面	明示すべき事項	備考
位置図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺、方位 2 道路 3 目標となる地物 	
届出地及びその周辺の写真	盛土、切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにするもの	撮影位置、方向がわかるようにすること
地形図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺、方位 2 土地の境界線 (朱書き細線) 3 申請区域の外周線 (朱書き太線) 	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺、方位 2 土地の境界線 (朱書き細線) 3 申請区域の外周線 (朱書き太線) 4 土石の堆積をする土地の部分 (最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色) 5 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 6 空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 7 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 8 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 	

4 定期報告・各種検査

4 定期報告・各種検査

4.1 定期報告

4.2 中間検査

4.3 完了検査

4.4 土石の堆積 構台等の設置

4.1 定期報告

許可申請の手引き（制度編）P70～P71

一定規模以上で工事期間が**3か月を超える工事**について、進捗状況等を報告するものです。
青森県ホームページ内の電子申請フォームにて提出してください。

【定期報告の対象規模等】

工事の種類	報告を要する規模	報告の期間
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの	許可日から 3か月ごと
	イ 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの	
	ウ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるもの (ア、イを除く)	
	エ 盛土で高さ5m超となるもの (ア、ウを除く)	
	オ 盛土又は切土の面積3,000m ² 超となるもの (ア～エを除く)	
土石の堆積	カ 堆積の高さ5m超かつ面積1,500 m ² 超となるもの	
	キ 堆積の面積3,000 m ² 超となるもの	

【定期報告の報告事項】

工事の種類	報告事項
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 工事が施行される土地の所在地
	イ 工事の許可年月日及び許可番号 ウ 前回の報告年月日 (2回目以降) ○報告時点における次の事項 ・盛土又は切土の高さ ・盛土又は切土の面積 ・盛土又は切土の土量 ・擁壁等 (擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め) に関する工事の施行状況
土石の堆積	○報告時点における次の事項 ・土石の堆積の高さ ・土石の堆積の面積 ・土石の堆積の土量
	○前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

※工事を一時中止 (冬期間を除く) する場合は、年月日及び理由を記載すること。

4.1 定期報告

許可申請の手引き（制度編）P70～P71

【定期報告に必要な提出書類】

工事の種類	書類	添付書類	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の定期報告書	<ul style="list-style-type: none"> 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 その他の書類 	(省令第48条第1項、省令第78条第1項)
土石の堆積	土石の堆積に関する工事の定期報告書	<ul style="list-style-type: none"> 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真 その他の書類 	(省令第48条第2項、省令第78条第2項)
みなし許可対象 (都市計画法)	宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の定期報告書	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画図 都市計画法の開発許可証の写し 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 その他の書類 	<ul style="list-style-type: none"> 前回の報告以降に変更を行っている場合は、最新の図面とそれに係る変更許可証も含む なお、過去に提出済みの場合は不要

4.2 中間検査

工事完了後に確認することのできない箇所について行います。

中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければいけません。

特定工程（排水施設等の設置）に係る工事の完了から4日以内に青森県ホームページの電子申請フォームにて申請してください。

※検査申請の1～2週間前に、電話等で検査の日程調整をしていただければ、スムーズに対応可能です

【中間検査の対象規模等】

工事の種類	検査を要する規模	対象工程	申請時期
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	ア 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行って、 高さ5m超の崖を生ずるもの (ア、イを除く) エ 盛土で高さ5m超となるもの (ア、ウを除く) オ 盛土又は切土の面積3,000m ² 超となるもの (ア～エを除く)	<ul style="list-style-type: none"> 盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程 排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程 	特定工程に係る工事の完了から 4日以内

【暗渠排水溝の中間検査項目】

中間検査項目	検査内容	写真撮影時の留意事項
配置と規格	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容と現地条件を照査し、適切に施行されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 各層ごとに施行状況や出来形の写真を撮影し、完了検査申請時に証拠として提出する 撮影時には、確認ポイントが明確に写るようにする なお、敷均し厚さは箱尺（スタッフ）等で確認できるようにする
集水管接続部	<ul style="list-style-type: none"> 適切に処理されているか 	
集水管端部	<ul style="list-style-type: none"> 土砂流入防止措置は適切か 	
現地地盤からの湧水の処理	<ul style="list-style-type: none"> 適切に処理されているか 	
溪流や既設水路等の通過水流	<ul style="list-style-type: none"> 適切に処理されているか 	

4.2 中間検査

許可申請の手引き（制度編）P72～P73

【中間検査に必要な提出書類】

工事の種類	書類	添付書類	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の中間検査申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査対象に係る工事の内容を明示した平面図 ・ 検査対象の写真 	(省令第46条、第76条)
みなし許可対象 (都市計画法)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査対象に係る工事の内容を明示した土地利用計画図 ・ 検査対象に係る工事の内容に関する平面図及び構造図 ・ 都市計画法の開発許可証の写し ・ 検査対象の写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の届出以降に変更を行っている場合は、最新の図面とそれに係る変更許可証も含む ・ なお、過去に提出済みの場合は不要

【中間検査時の写真撮影箇所】

撮影対象	確認項目（政令の技術基準該当箇所）	写真提出時期
地下水の排水施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか ・ 当該地盤面に設置する排水施設は、政令第16条第1項第1号から第3号まで（第2号ただし書きを除く）のいずれにも該当するものとなっているか 	中間検査 申請時
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか <p>※崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか 	

4.3 完了検査等

工事が許可の内容に適合していることを判定するために実施します。
 盛土又は切土に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了したときは除却の確認を受ける必要があります。

完了検査及び確認は、**工事完了から4日以内**に青森県 ホームページ 内の電子申請フォームにて申請を行う必要があります。

※検査申請の1～2週間前に、電話等で検査の日程調整をしていただければ、スムーズに対応可能です

【完了検査等の対象工程】

工事の種類	対象工程	申請時期
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了	工事完了から 4日以内
土石の堆積	堆積した土石の除却完了	

【完了検査等に必要な提出書類】

工事の種類	書類	添付書類	備考
土地の形質の変更 (盛土又は切土)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査、確認対象に係る工事の内容を明示した平面図 ・ 検査、確認対象の写真 	(省令第40条、第70条)
土石の堆積	土石の堆積に関する工事の確認申請書		(省令第42条、第73条)

4.3 完了検査等

【写真撮影についての留意事項】

工事完了の検査は、完了部分が申請された設計及び許可に付した条件に適合しているかについて確認します。盛土等の外形より判断する形状及び性質の検査を原則としますが、**盛土の締固め、排水管の埋設工事又は擁壁の築造工事など、工事完了後に目視での確認が困難な部分の工事については、写真により施行状況を確認**しますので、写真撮影による記録を徹底してください。

【写真撮影時の注意点】

- ・ 各種構造物・改良厚等の寸法を確認するために撮影する場合は、すべて箱尺（スタッフ）等の測定器具を使用して、寸法が読み取ることができるよう撮影すると共に、その状況がわかるように全景の写真も撮影してください。
- ・ 撮影箇所、撮影年月日、構造物の内容等が確認できるように、内容を記入した黒板を写し込んで撮影してください。
- ・ 擁壁については、施行完了後に確認することが特に困難ですので、注意してください。
- ・ 工事完了後に目視での確認が困難な箇所以外に、工事監理者が必要と判断したものについては随時撮影するようにしてください。

※ 写真の細かい規定（撮影内容や頻度等）は今後公表予定です。

4.3 完了検査等

【工事完了の届出】

届出を行った工事が完了した際には、速やかに「届出工事の完了届出書」を提出してください。

〈提出書類〉

- ・届出工事の完了届出書

※必要に応じて、そのほかの図書の添付を求める場合があります

【みなし許可（都市計画法の開発許可）工事の完了に係る手続き】

都市計画法の開発許可を受けたことにより「盛土規制法の特定盛土等規制区域における届出をしたものとみなされた工事（P.23）」については、**都市計画法の規定に基づいた工事完了に係る手続きを行うことで**、盛土規制法による完了届出も提出されたものとみなされます。

4.4 土石の堆積 鋼板（構台等）の設置

許可申請の手引き（制度編）P74

土石の堆積に関する工事において、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設置を完了したときは**速やかに（土石を盛る前に）** 検査を受ける必要があります。青森県HP内の電子申請フォームにて申請を行う必要があります。

※検査申請の1～2週間前に、電話等で検査の日程調整をしていただければ、スムーズに対応可能です

【対象工程】

工事の種類	対象工程	申請時期
土石の堆積	堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板（構台等）の設置）の完了 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）の完了	措置完了後 <u>速やかに</u>

【必要な提出書類】

工事の種類	書類	添付書類	備考
土石の堆積	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 (準用)	<ul style="list-style-type: none"> ・検査、確認対象に係る工事の内容を明示した平面図 ・検査、確認対象の写真 	※対象措置がある場合、手続きについて個別指導

5 許可等の公表

5 許可等の公表

【許可及び届出された工事の公表及び通知について】

許可された工事及び届出がなされた工事については、その工事に関する**以下の事項が公表**されるとともに、**関係市町村長に通知**されます。

公表は、インターネット等を通じて行う予定です。

なお、工事が完了した後も引き続き公表されます。

<公表される内容>

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日及び許可番号
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

6 不法盛土等対策

6 不法盛土等対策

【不法盛土等とは】

許可の対象であるにもかかわらず、技術的基準を満たしていない盛土や手続等に違反のある盛土等。

【盛土規制法の罰則適用について】

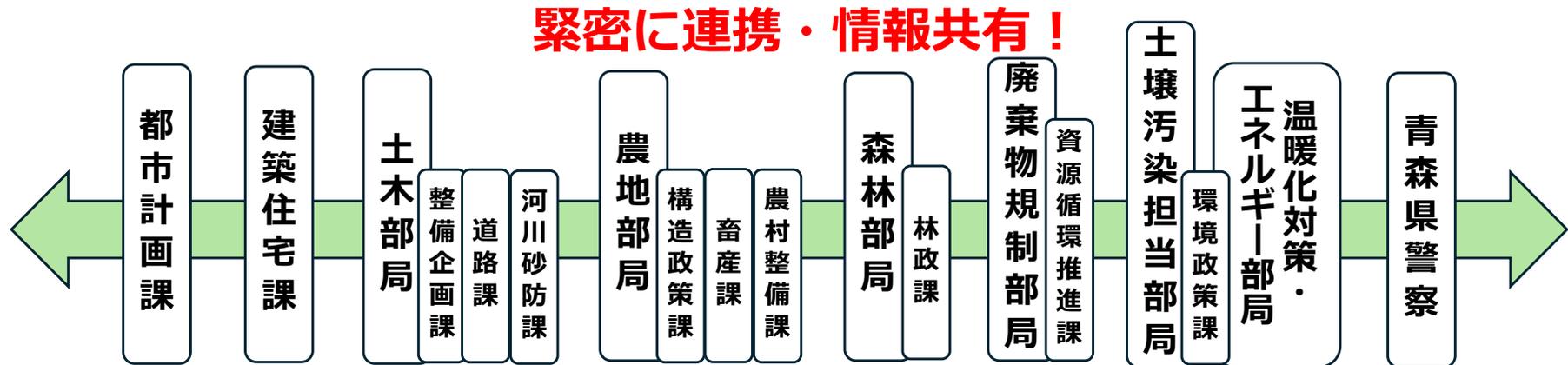
違反内容	対象	法定刑		法人重科	
		拘禁	罰金（最大）	罰金（最大）	
手続き違反	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3年	1000万円	3億円	
	中間検査、定期報告、完了検査の申請をしなかった者	1年	300万円	300万円	
	届出をしなかった又はしないで工事をした者	特定盛土等規制区域の届出	1年	100万円	100万円
		区域指定時に工事中の届出	6月	30万円	30万円
		擁壁等に関する工事の届出			
		公共施設用地の転用の届出			
軽微な変更の届出	-	30万円※	-		
虚偽申請	虚偽申請により許可を受けた者	3年	1000万円	3億円	
	虚偽の中間検査申請、定期報告、完了検査申請をした者	1年	300万円	300万円	
	虚偽の届出をした者	特定盛土等規制区域の届出	1年	100万円	100万円
		区域指定時に工事中の届出	6月	30万円	30万円
		擁壁等に関する工事の届出			
		公共施設用地の転用の届出			
軽微な変更の届出	-	30万円※	-		
虚偽の報告をした者	報告徴収に対する報告	6月	30万円	30万円	
技術的基準違反	技術的基準に違反して工事の設計をした者（設計図書を用いない又は従わないで工事をした工事施行者） ※違反行為が工事主等の故意による時はその者を含む	3年	1000万円	3億円	
標識掲示義務違反	許可等を受けている旨の標識を掲示しなかった者	-	50万円	50万円	
立入拒否	立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者	1年	300万円	300万円	
報告拒否	報告徴収に対し報告をしなかった者	6月	30万円	30万円	
命令違反	監督処分（工事中止、使用禁止・制限、災害防止措置）に違反した者	3年	1000万円	3億円	
	改善命令に違反した者	1年	300万円	1億円	
	特定盛土等規制区域の届出に対する命令に違反した者				
基礎調査のための土地の立入りを拒み又は妨げた者		6月	30万円	30万円	

6 不法盛土等対策

【パトロールの実施】

青森県では様々な部局と連携・情報共有し、不法盛土等の早期発見に努めます。

土木部局や農林部局、エネルギー部局などで行われている**既存のパトロール業務との連携・情報共有**をしていきます。



【既存パトロール例】

農地パトロール（農地部局）、青森県森林組合連合会のパトロール（民有林）、森林ボランティアによるパトロール（国有林）、道路監視員・河川監視員・砂利監視員によるパトロール（土木部局）、防災ヘリを活用した上空からの監視（廃棄物規制部局）

6 不法盛土等対策

【衛星画像による監視】

定期的に衛星画像を監視し、直前の衛星画像と比較することで、土地改変等を判別・抽出し、違反行為の早期発見に努めます。

衛星画像を用いることで、「山中」や「公道に接していない場所」、「囲い等で、内部がうかがえない場所」等の、**地上からのパトロールでは確認困難な場所についても監視が可能**です。



衛星画像（イメージ）

6 不法盛土等対策

【県民による監視（通報フォーム）】

県民からの通報や情報を募集し、活用することで不法盛土等の早期発見に努めます。

「ポスター」や「チラシ」を活用することで、盛土規制法に関する情報を県民に広く周知します。

通報を受けた後は、職員による机上確認や現地確認等で情報を精査します。

盛土等を行う際は許可又は届出が必要になります

令和8年4月1日、青森県全域で盛土規制法の運用開始

注意 無許可で盛土を行うなど悪質な場合は**罰則の対象**になります

- 最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

お問い合わせ先 ※青森市・八戸市については、各市へ それ以外の市町村は県が窓口となります

青森県 都市計画課 ☎017-734-9871

青森市 建築指導課 ☎017-752-8295

八戸市 建築指導課 ☎0178-43-9136

県民周知用ポスター

無許可・危険な盛土等についてお知らせください

令和8年7月、前同県滝川市で大規模な土石流が発生し、甚大な被害が生じたことから、危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法が令和8年5月26日に施行されました。

青森県では、令和8年4月1日から盛土規制法に基づく規制を施行します。

盛土等とは？…盛土・切土・土石の仮置きのこと

(例)
 ・宅地を造成するための盛土・切土
 ・大規模発電施設の設置のための盛土・切土
 ・盛土処分場における盛土・切土
 ・土砂・土石のストックヤードにおける盛土・切土

不審な盛土等を見かけたら
 許可・届出済みの盛土等は次の対応がとられています。

- 1 県又は市が許可地をHPで公表しています
- 2 工事主が周辺住民に事前周知をしています
- 3 工事現場に看板(標識)が掲示されます

標識が無いなど不審な盛土等を見かけたら裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

令和8年4月1日から**盛土等**を行う場合は**許可**または**届出**が必要です。

注意 無許可で盛土を行うなど悪質な場合は**罰則の対象**になります。

- 最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

県民周知用チラシ

7 建築確認申請における盛土規制法の の取り扱い（88条証明等）

7 確認申請における盛土規制法の取り扱い（88条証明等）

7.1 建築確認申請の添付書類について

7.2 建築確認申請の添付書類の種別について

7.3 証明申請書に要する添付書類について

7-1 建築確認申請の添付書類について

許可申請の手引き（制度編）P79～P80

【建築基準法による建築基準関係規定】

盛土規制法の許可手続きに関する規定は、建築基準法の建築基準関係規定として位置付けられており、建築基準法に基づく建築確認申請に際して、その申請の計画が盛土規制法に適合していることを証する書面を添付する必要がある、次の2パターンを予定しています。

①盛土規制法の許可対象工事の場合

②盛土規制法の許可対象工事に該当しない場合（届出対象工事も含む）

（参考）

建築基準法施行令第9条（建築基準関係規定）

法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～八略

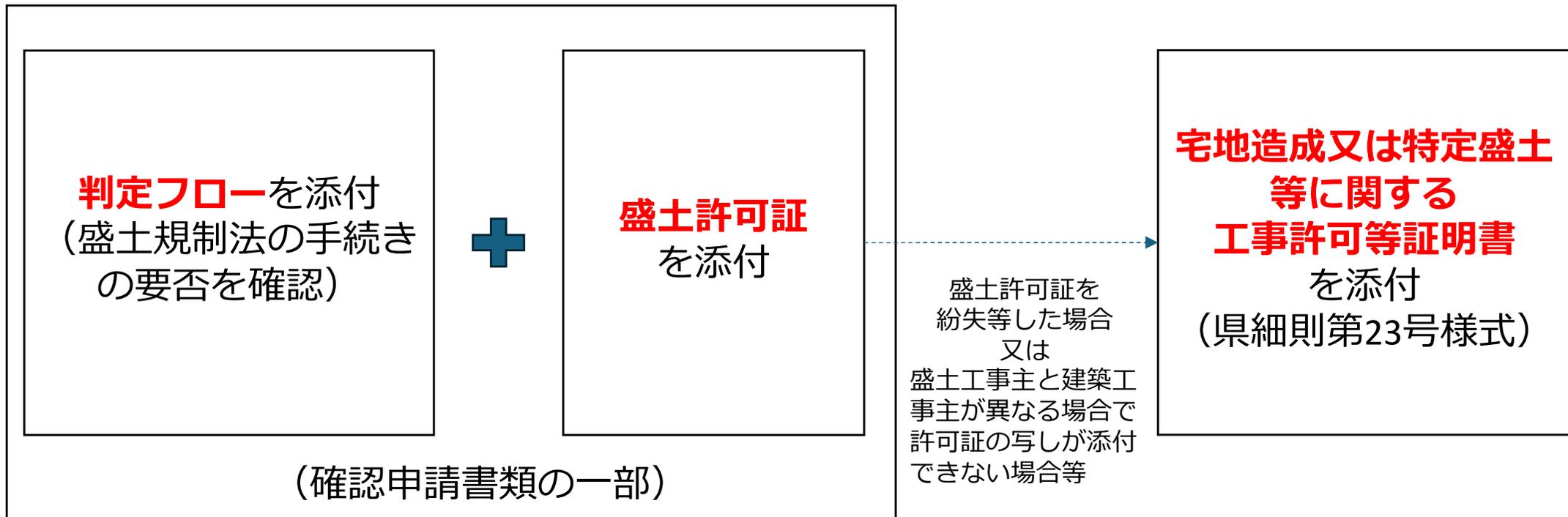
九 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項

十～十六略

7-1 建築確認申請の添付書類について

許可申請の手引き（制度編）P79～P80・P142

①盛土規制法の許可対象工事の場合

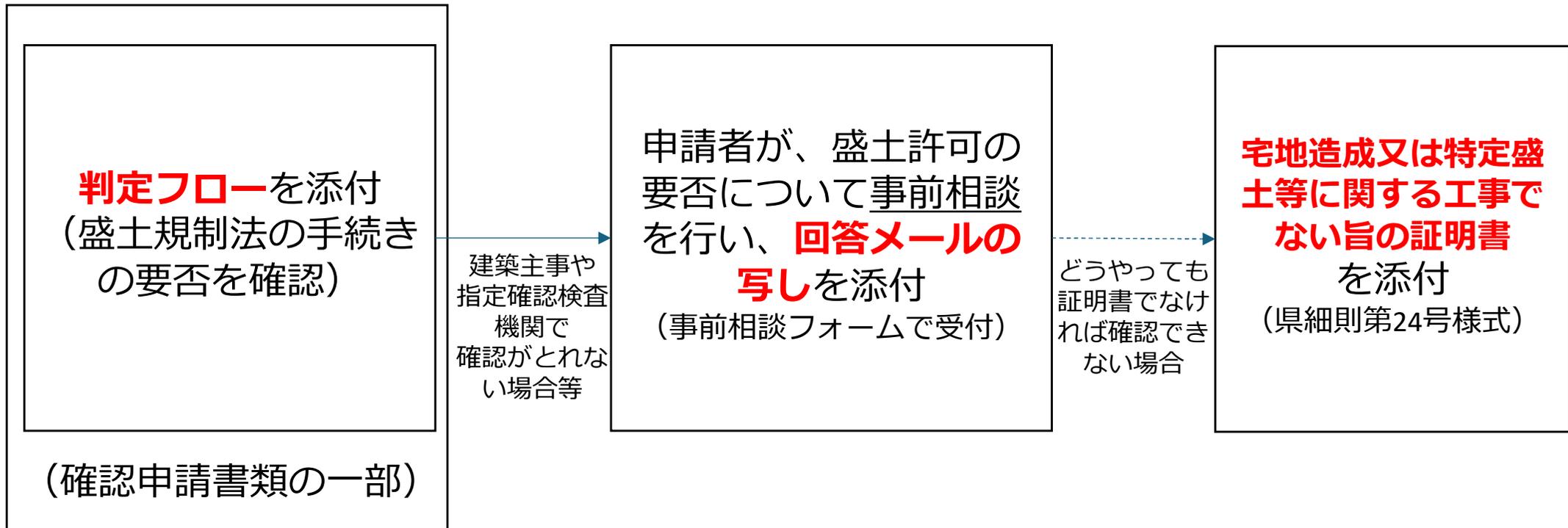


※判定フローは、青森県建築住宅課建築指導グループで様式を作成予定
証明書は、青森県都市計画課盛土対策グループで受付

7-1 建築確認申請の添付書類について

許可申請の手引き（制度編）P79～P80・P142

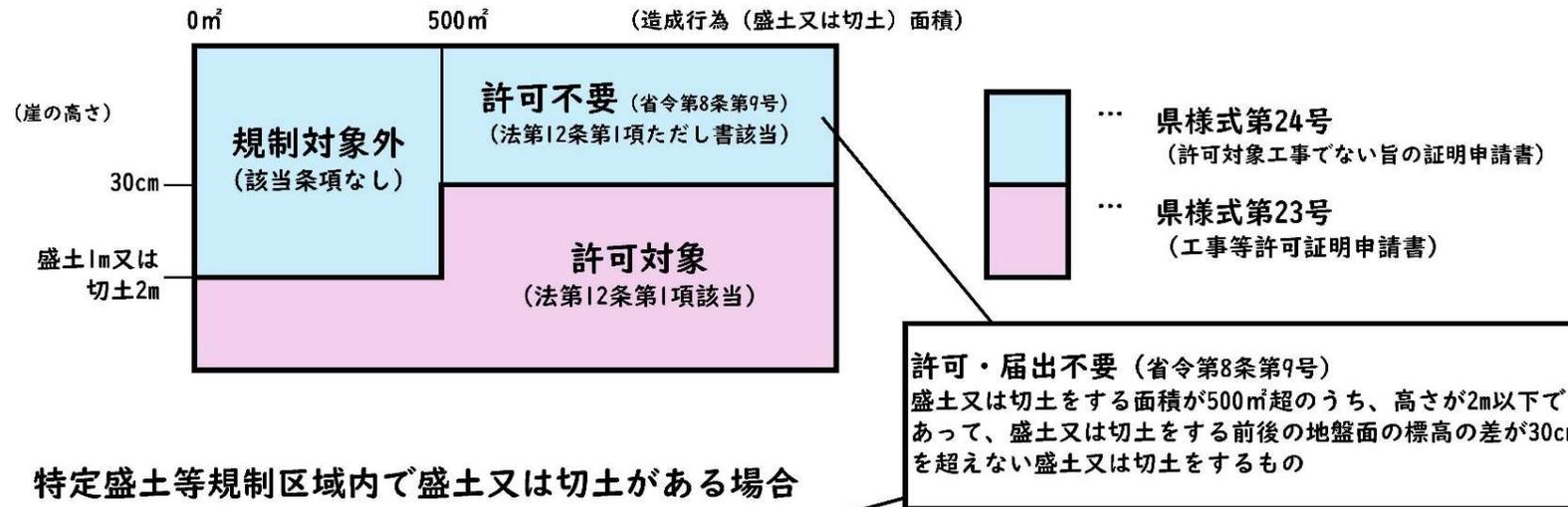
②盛土規制法の許可対象工事に該当しない場合（届出対象工事も含む）



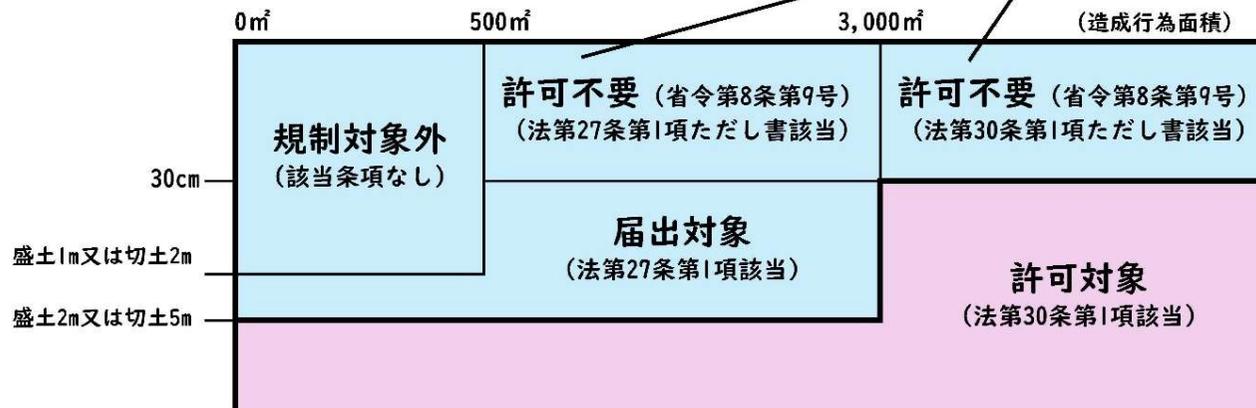
※判定フローは、青森県建築住宅課建築指導グループで様式を作成予定
証明書は、青森県都市計画課盛土対策グループで受付

7-2 建築確認申請の添付書類の種別について

宅地造成等工事規制区域内で盛土又は切土がある場合



特定盛土等規制区域内で盛土又は切土がある場合



※証明書申請の手数料は、
1件につき750円です
(県収入証紙)

7-3 証明申請書に要する添付書類について

許可申請の手引き（制度編）P83

No.	書類	様式	添付書類	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書	県細則第23号様式		・ 平面図 (省令第88条)
2	宅地造成又は特定盛土等に関する許可対象で工事でない旨の証明申請書	県細則第24号様式	政令第5条第1項 第1号（鉱山保安法関係） 第2号（鉱業法関係） 第3号（採石法関係） 第4号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
			省令第8条 第1号（土地改良法関係） 第2号（火薬類取締法関係） 第3号（家畜伝染病予防法関係） 第4号（廃棄物処理法関係） 第5号（土壌汚染対策法関係） 第6号（放射性物質汚染対処特措法関係） 第7号（森林・林業基本法及び林道作設指針関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
			省令第8条 第9号 宅地造成又は特定盛土等（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 土地の平面図 ・ 土地の断面図 ・ 求積図
			省令第8条第10号 八 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの	・ 主となる本体工事の施行範囲、工事期間が読み取れる工事施行計画書その他の書類 ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図

8 区域指定前後の開発許可申請手続き

8. 区域指定前後の開発許可申請手続き

【区域指定前後に開発許可申請手続きが行われる場合の取り扱い】

	区域指定前 (～R8.3.31)	区域指定後 (R8.4.1～)
①	許可申請、開発許可、工事着手	(工事の計画変更(増工))
②	許可申請、開発許可	工事着手
③	許可申請	開発許可、工事着手
④		許可申請、開発許可、工事着手

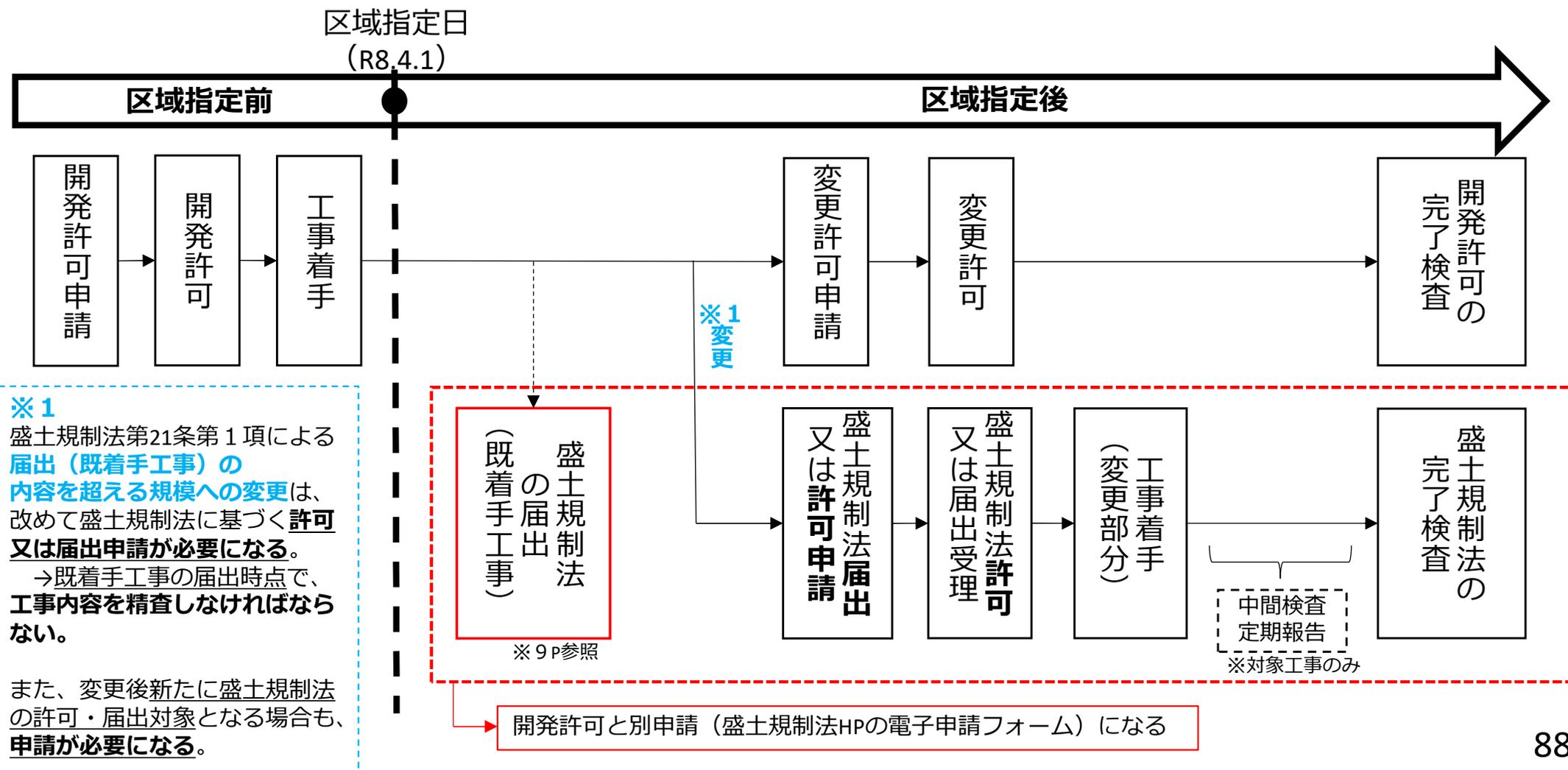
※**工事着手**とは、**工事現場において最初に行われる土地の形質変更、又は土石の堆積の開始時点**を指します。

8. 区域指定前後の開発許可申請手続き

①開発許可及び工事着手日が区域指定前であるが、その後盛土規制法対象の変更が生じた場合

→盛土規制法の許可申請が必要

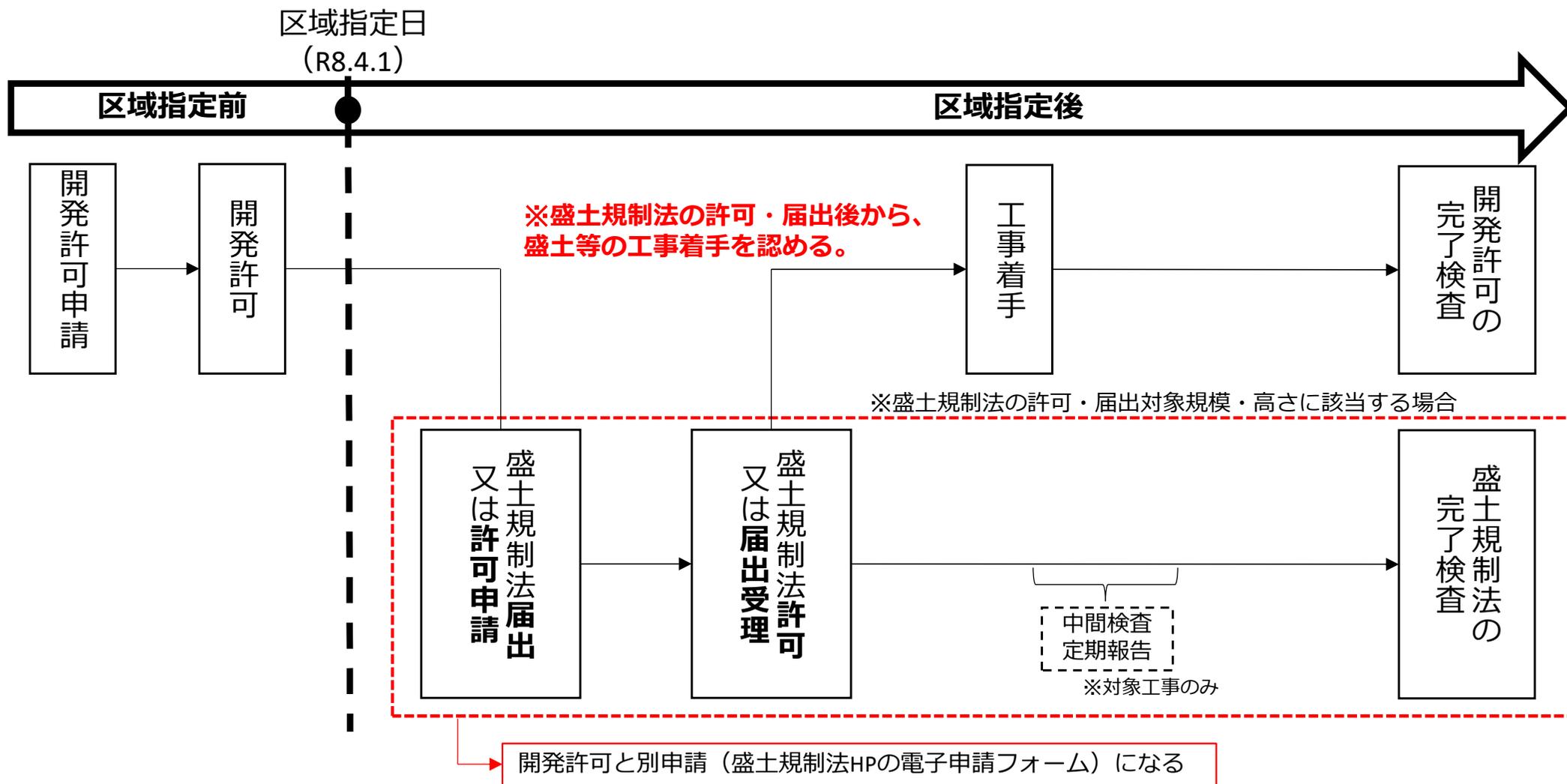
既着手工事の届出内容を超える規模への変更であれば、改めて盛土規制法の許可が必要となります。



8. 区域指定前後の開発許可申請手続き

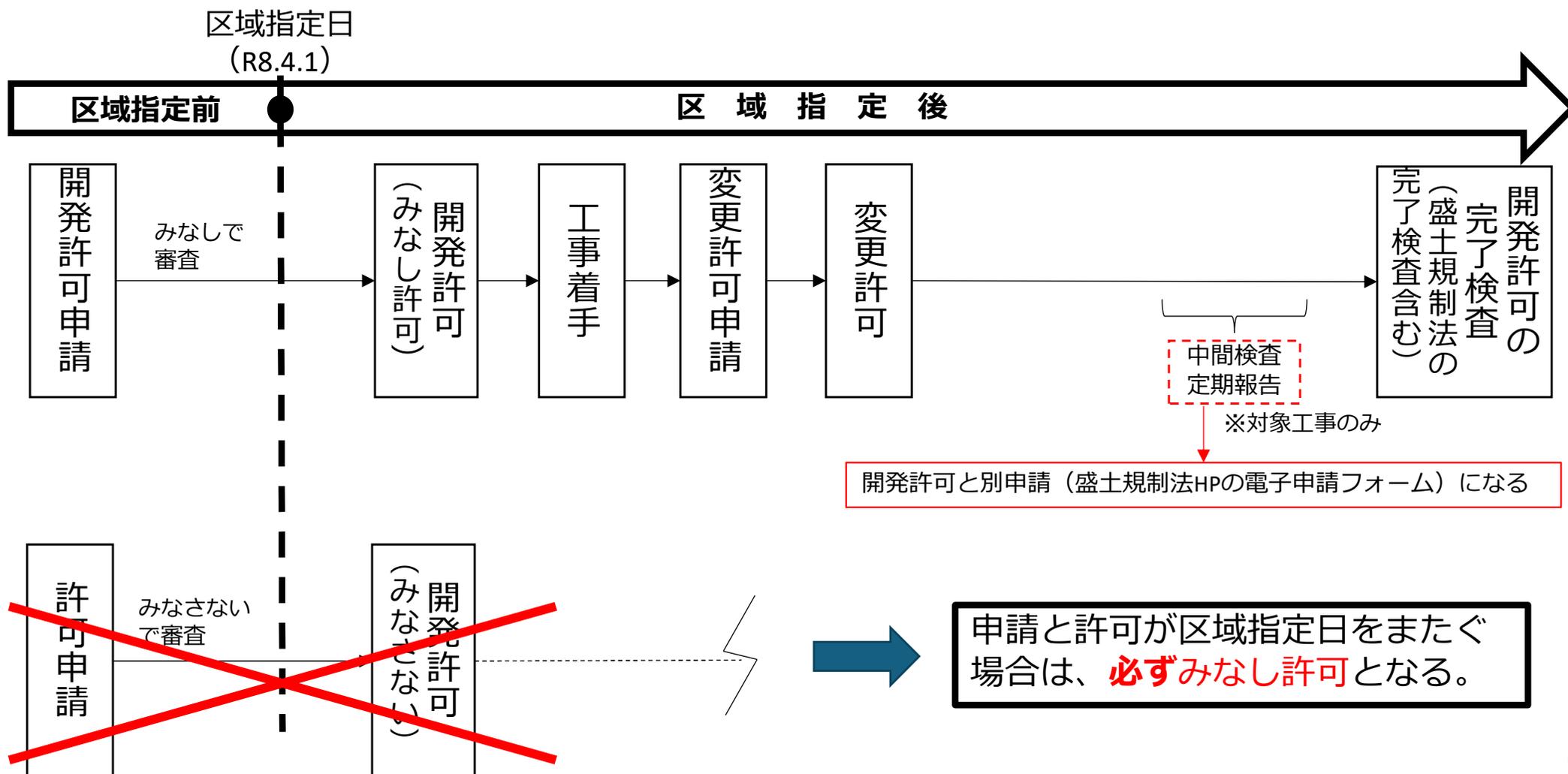
②開発許可を区域指定日前に受け、工事着手は区域指定日以降である場合

→盛土規制法の許可申請が必要



8. 区域指定前後の開発許可申請手続き

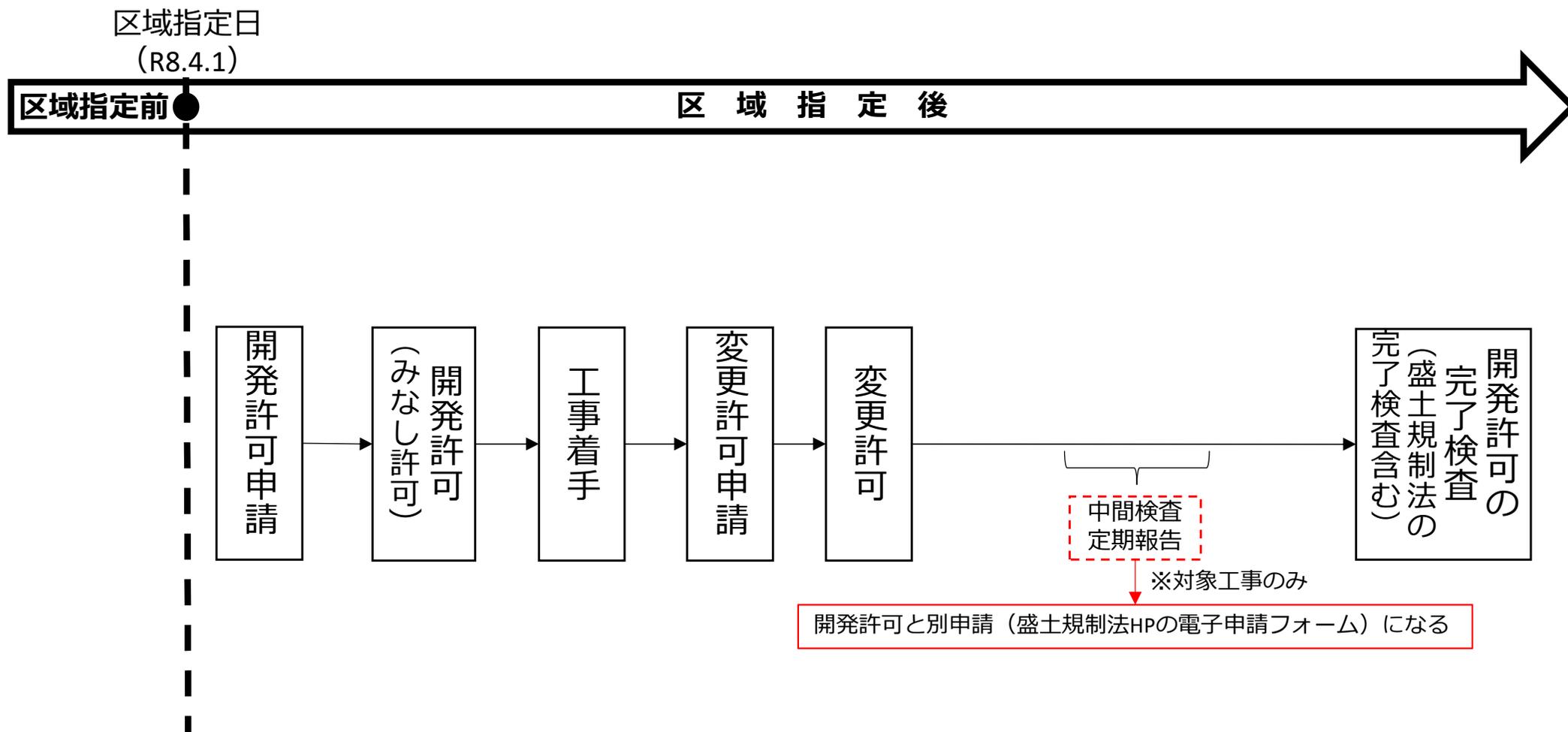
③許可申請日が区域指定前であるが、開発許可及び工事着手日が区域指定日以降である場合
→みなし許可のみとなる



8. 区域指定前後の開発許可申請手続き

④許可申請日が区域指定日以降である場合

→みなし許可のみとなる



**盛土等による災害の防止に
ご協力ください**